

設置の趣旨等を記載した書類

資 料 目 次

資料 1 .	履修モデル	2
資料 2 .	東北大学大学院通則	14
資料 3 .	東北大学大学院医学系研究科における修士の学位授与審査 取扱内規	36
資料 4 .	東北大学大学院医学系研究科における博士の学位授与審査 取扱内規	39
資料 5 .	東北大学学位規程	42
資料 6 .	東北大学大学院医学系研究科倫理委員会内規	57
資料 7 .	東北大学大学院医学系研究科規程	68
資料 8 .	国立大学法人東北大学職員就業規則（第 22 条）	76

総合医学専攻 各課程の授業科目に基づく履修モデル

1. 博士課程前期 2 年の課程の概要

高度化・複雑化する医療ニーズに応えながら最新医療を理解し応用できる高度医療人を育成するために、①高度な専門的知識と学識を備え、②それらに関連する幅広い先端技術を身に付け、③医療現場に発展性を持って還元できる能力を習得させる。そのため、医科学に関する領域の専門的知識と研究技術の獲得を促進させ、国際的な視野に立って高い目的意識とリーダーシップを育てる機会を提供するとともに、修士論文に基づいて研究成果の審査及び試験を適切に行う。医学、看護学、公衆衛生学に関する高度な専門的知識・技術と幅広く豊かな知を合わせ持ち、研究・医療の最前線で活躍できる実践的な人材の育成を目指す。修了後の進路としては医療機関、学術研究機関、医薬品開発会社、大学教員、公務員、博士課程後期 3 年の課程や医学履修課程への進学等が想定され、社会からの需要も見込まれる。

2. 博士課程前期 2 年の課程に置く各教育プログラム

1) 博士課程前期 2 年の課程の教育プログラムの概要

博士課程前期 2 年の課程は医科学コース、看護学コース、公衆衛生学コースの合計 3 コースからなる。しかし、多様化する医療的なニーズをそれぞれの職種においてその使命を全うするための応用力の効く堅固な共通素養を身に付けるために、設置した 3 つのコースすべてが同じ基盤科目、総合科目、専門科目を選択する仕組みとなっている。そのような科目間に、コースの違いがないため選択した単位の授業・実習において 3 つのコースに所属する異なるバックグラウンドの学生が交流し、互いに意見を言い合い、討論することにより医療関係者にとって必須である多職種での連携を通して学際的な包括的医療を行う能力を涵養する。

そのうえで看護学コースと公衆衛生学コースは社会的ニーズに合わせた国家資格等と呼応した単位を修得することとなる。つまり、公衆衛生修士（MPH）や保健師、助産師の資格取得には定められた修得すべき科目があるので、それを満たすように指導教員と相談の上各自選択する。

2) 博士課程前期 2 年の課程のカリキュラムの構成・特徴

基幹分野の深い専門性を維持しつつ現在ある 4 つの専攻を統合するとともに、さらに既存の学問体系には収まらない先進的な学際領域を担当する講座（創生応用医学講座）を新たに配置することで、学際的な研究教育の強化促進を図る。これにより、専門知識を深化させるとともに、複雑な社会的課題に多面的な視点から対応できる人材を育成し、次世代のリーダーとしての役割を担うことを目指すため、カリキュラム構成は基盤科目、総合科目、専門科目からなる。

基盤科目

研究する高度医療人として必須の科目であり、研究する高度医療人としての基礎を形作る科目である。4単位以上取得することになる。

総合科目

研究する高度医療人として思索を深めるための基礎となる科目であり、演習が中心となる科目で2単位以上取得する必要がある。

専門科目

研究する高度医療人としての専門性を高めるための科目である。コースの専門教育に沿って、コース共通、医科学コース、看護学コース、公衆衛生学コースに区分されるが、どのコースの学生も選択でき、20単位以上取得することが義務付けられている。

総合医学専攻（博士課程前期2年の課程）は、高度な専門的知識・技術と学際的な多彩な知を合わせ持ち、次世代の医学・医療を推進する研究者、及び多様化・専門化する医療の一線で世界を視野に活躍できる高度専門医療人の養成を行う。博士課程前期2年の課程は医科学コース、看護学コース、公衆衛生学コースの3コースからなる。医学、看護学、公衆衛生学に関する高度な専門的知識・技術と幅広く豊かな知を合わせ持ち、研究・医療の最前線で活躍できる実践的な人材の育成を目指す。修了後の進路としては医療機関、学術研究機関、医薬品開発会社、大学教員、公務員、博士課程後期3年の課程や医学履修課程への進学等が想定され、社会からの需要も見込まれる。

3) 博士課程前期2年の課程の履修モデル

履修例その1：医科学コース

● 民間の関連業界の研究者を目指す例

(1) 対象の学生

4年制大学を卒業した者

(2) 目標進路

医学・医療に関連する企業・学術機関の研究・企画・開発部門などで国際レベルの活躍ができる人材となる。博士課程前期2年の課程修了後は医薬品開発会社、学術研究機関等に就職する。あるいは博士課程後期3年の課程に進学し、より高度で専門的な研究者となる。

(3) 論文課題の例

大腸癌における新たな転移機構の解明

(4) 履修科目

科目区分	授業科目	単位数	内容
基盤科目	医療倫理学 I（必修）	1	融合
	学際医学 I- I（必修）	1	融合

	医学教養	1	融合
	Meet the Professor I- I	1	融合
	医学統計学 I	1	融合
総合科目	Topics and Discussion I-I (必修)	1	融合
	アントレプレナーシップ I	1	融合
	ネットワーキング演習 I	1	融合
	研究倫理・研究インテグリティ I	2	融合
専門科目	論文研究 I (コース共通) (必修)	10	専門
	医学論文読解演習 (医科学コース)	2	専門
	基礎医学 I (医科学コース)	1	専門
	医用動物学 (医科学コース)	2	専門
	データ管理学 (医科学コース)	2	専門
	ゲノム医学 (医科学コース)	1	専門
	内科学 (医科学コース)	1	専門
	外科学 (医科学コース)	1	専門
合計		30	

(5) 履修内容の説明

4年制大学を卒業し、すぐ入学した学生の履修例である。基盤科目において医学・医療に携わる研究者としての基盤を多面的に養い、総合科目では国際的視野に立ってリーダーシップを発揮する素地を作る。専門科目では高度な専門的知識と先端技術を身につけ、研究・医療の最前線で活躍できる実践的な能力を養う。そのうえで、所属する分野の専任教員の指導のもとで修士論文を作成する。

履修例その2：医科学コース

● 理学療法士資格を持ち基幹病院にて臨床と研究のリーダーを目指す例

(1) 対象の学生

東北地区のリハビリテーション養成校（4年生）を卒業し、理学療法士国家試験合格者

(2) 目標進路

基幹病院のリハビリテーション部の技師長となり、その病院のリハビリテーション診療の中核的存在になると同時にその他のリハビリテーションスタッフの研究指導を行い学会発表や論文作成を指導する。さらにその基幹病院において他の診療科と共同研究を行い、成果を発表すると同時にその成果を知的財産として登録を行い、そこから生まれた製品を社会実装させる。

(3) 論文課題の例

脳卒中転倒者の歩行解析による腸腰関節動的回旋の役割について

(4) 履修科目

科目区分	授業科目	単位数	内容
基盤科目	医療倫理学 I (必修)	1	融合
	学際医学 I-I (必修)	1	融合
	学際医学 I-II	1	融合
	医学統計学 I	1	融合
	海外留学成果評価 I	1	融合
総合科目	Topics and Discussion I-I (必修)	1	融合
	ネットワーキング演習 I	1	融合
	メンタルヘルスケア I	1	融合
専門科目	論文研究 I (コース共通) (必修)	10	専門
	検査医科学 I-I (医科学コース)	2	専門
	データ管理学 (医科学コース)	2	専門
	医療薬学 (医科学コース)	2	専門
	運動学 I (医科学コース)	2	専門
	臨床障害学 I (医科学コース)	2	専門
	医療教育論 (看護学コース)	2	専門
合計		30	

(5) 履修内容の説明

リハビリテーション専門職養成校を卒業し、数年の臨床経験を経て入学した学生の履修例である。基盤科目において医学・医療に携わる研究者としての基盤を多面的に養い、総合科目では国際的視野に立ってリーダーシップを発揮する素地を作る。専門科目では多職種連携の実践および研究に関する高度な専門的知識を身につけ、高度な実践を行う療法士としての素養を養うとともに、障害科学研究を実際に行う知識や技術を養う。そのうえで、所属する分野の専任教員の指導のもとで修士論文を作成する。

履修例その3：看護学コース

- 看護師資格を持ち、高度な実践を行う看護師、もしくは教育者・研究者を目指す例

(1) 対象の学生

看護師資格を持つ者

(2) 目標進路

高度な実践を行う看護師として医療機関や行政などで活躍できる人材となる。博士課程前期2年の課程修了後は医療機関や行政に就職する。あるいは博士課程後期3年の課程に進学し、看護系大学の教育者・研究者となる。

(3) 論文課題の例

終末期がん患者の痛みがQOLに与える影響

(4) 履修科目

科目区分	授業科目	単位数	内容
基盤科目	医療倫理学Ⅰ（必修）	1	融合
	学際医学Ⅰ-Ⅰ（必修）	1	融合
	医学統計学Ⅰ	1	融合
	災害医学Ⅰ	2	融合
総合科目	Topics and DiscussionⅠ-Ⅰ（必修）	1	融合
	ネットワーキング演習Ⅰ	1	融合
	メンタルヘルスケアⅠ	1	融合
専門科目	論文研究Ⅰ（コース共通）（必修）	10	専門
	医療教育論（看護学コース）	2	専門
	看護学研究方法論（看護学コース）	2	専門
	Academic Skills in NursingⅠ（看護学コース）	2	専門
	Academic Skills in NursingⅡ（看護学コース）	2	専門
	緩和ケア看護学Ⅰ（看護学コース）	2	専門
	緩和ケア看護学Ⅱ（看護学コース）	2	専門
合計		30	

(5) 履修内容の説明

看護系大学を卒業し、数年の臨床経験を経て入学した学生の履修例である。基盤科目において医学・医療に携わる研究者としての基盤を多面的に養い、総合科目では国際的視野に立ってリーダーシップを発揮する素地を作る。専門科目では看護学の実践および研究に関する高度な専門的知識を身につけ、高度な実践を行う看護師としての素養を養うとともに、看護学研究を実際に行う知識や技術を養う。そのうえで、所属する分野の専任教員の指導のもとで修士論文を作成する。

履修例その4：公衆衛生学コース

- MPHを取得し、公衆衛生領域の研究者を目指す例

(1) 対象学生

4年制の大学を卒業した者（6年制の学科を卒業した者も可能）

(2) 目標進路

公衆衛生領域において国際的レベルで活躍できる研究者・指導的人材となる。本修士課程修了後は、教育研究機関などに就職する。あるいは博士課程に進学してさらに高度な学術的専門性を修得する。

(3) 論文テーマの例

中高年期における生活習慣の変化が要介護認定リスクに及ぼす影響に関する
前向きコホート研究

(4) 履修科目

科目区分	授業科目	単位数	内容
基盤科目	医療倫理学Ⅰ（必修）	1	融合
	学際医学Ⅰ-Ⅰ（必修）	1	融合
	医学教養	1	融合
	Meet the ProfessorⅠ-Ⅰ	1	融合
	国際学会参加成果評価Ⅰ	1	融合
	医学データ解析Ⅰ	1	融合
	医学統計学Ⅰ	1	融合
総合科目	Topics and DiscussionⅠ-Ⅰ（必修）	1	融合
	疫学研究デザイン	1	融合
専門科目	論文研究Ⅰ（コース共通）（必修）	10	専門
	疫学（公衆衛生学コース）	1	専門
	保健医療福祉情報ネットワーク論 （公衆衛生学コース）	1	専門
	データ管理学Ⅰ（公衆衛生学コース）	2	専門
	データ管理学Ⅱ（公衆衛生学コース）	2	専門
	E BM概論（公衆衛生学コース）	1	専門
	E BM演習（公衆衛生学コース）	2	専門
	医療ビッグデータ（公衆衛生学コース）	1	専門
	環境医学（公衆衛生学コース）	1	専門
合計		30	

(5) 履修内容の説明

医学部・歯学部以外の大学を卒業し、すぐ入学した学生の履修例である。基盤科目において公衆衛生の素養を学習する。医療倫理学や学際医学概論はもとよりその学生は疫学の研究者となることを目指しているので、疫学概論に加えて、統計解析やデータ管理に関する科目を履修し、疫学の応用でもあるE BM（根拠に基づく医学）の講義と演習を選択履修する。そのうえで、所属する分野の専任教員の指導のもとで修士論文を作成する。

3. 博士課程後期3年の課程 概要

高度化しかつ複雑化する医療ニーズに対応すると同時に、新たな医療の方法や技術を独自開発し、それを社会実装することができる超高度医療人を育成することを目的として次の3つの能力の習得を目指す。①高度な専門的知識と学識を備えた上でその応用を可能とする能力、②それらに関連する幅広い先端技

術を身に付けるだけでなく技術に先進的な改良を加えることができる能力、③医療現場に発展性を持って還元するのみならずグローバルな研究者集団を巻き込んで世界レベルで社会実装できる能力を習得させる。

そのため、医科学に関するあらゆる領域の専門的知識と研究技術の獲得とその応用を促進させ、国際的な視野に立って高い目的意識とリーダーシップを育てる機会を提供するのみならずグローバルアカデミックコンソーシアムの形成ノウハウを習得させる。学位（博士）論文はその過程で自然とできあがるものであり、論文そのものは目的・修了要件とはしない。そのうえで博士論文に基づいて研究成果の審査及び試験を適切に行いかつそれまで培ってきたグローバルアカデミックコンソーシアムの評価も行う。

以上のことを通じて、医学、看護学に関する高度な専門的知識・技術と幅広く豊かな知を合わせ持ちそれを応用する力をつけ、研究・医療の最前線で活躍しながらグローバルに研究コミュニティを推進できる人材の育成を目指す。修了後の進路としては WHO などの国際機関、学術研究機関、公的医療審査機関、多国籍医薬品医薬機器開発会社、大学教員が想定され、現在の日本の産業を大きく飛躍させるニーズも期待される。

4. 博士課程後期 3 年の課程に置く各教育プログラム

1) 博士課程後期 3 年の課程の教育プログラムの概要

博士課程後期 3 年の課程は医科学コース、看護学コースの 2 コースからなる。しかし、多様化する医療的なニーズをそれぞれの職種においてその使命を全うするための応用力の効く堅固な共通素養を身に付けるために、設置した 2 つのコースはすべてが同じ基盤科目、総合科目、専門科目を選択する仕組みとなっている。そのような科目間に、コースの違いがないため選択した単位の授業・実習において 2 つのコースに所属する異なるバックグラウンドの学生が交流し、互いに意見を言い合い、討論し、上手に共同研究することにより医療関係者にとって必須である多職種の連携を通して学際的な包括的医療を行う能力とともに現代の複雑化した科学コミュニティにおいて、それぞれの得意分野を生かして共同研究する能力を涵養しかつ熟成させる。さらに積極的に海外の研究機関に滞在して研究を推進し、海外留学成果評価、国際学会参加成果評価をおこなってグローバルアカデミックリーダーシップも評価する。

2) 博士課程後期 3 年の課程のカリキュラムの構成・特徴

全体としてグローバル研究コンソーシアムの形成を意識したカリキュラムとなっている。合計で 17 単位以上を取得することになる。

基盤科目

グローバル研究リーダーとなる超高度医療人として必須な科目であり、グローバル研究リーダーとなる超高度医療人としての基礎を形作る科目である。1 単位以上取得する必要がある。

総合科目

グローバル研究リーダーとなる超高度医療人として思索を深めるための基礎となる科目であり、演習が中心となる科目で1単位以上取得する。

専門科目

グローバル研究リーダーとなる超高度医療人としての専門性を高めるための科目である。とはいえどのコースの学生も選択でき、14単位以上取得することが義務付けられている。

3) 博士課程後期3年の課程の履修モデル

履修例その1：医科学コース

● 学術研究関連の研究者を目指す例

(1) 対象学生

医学系博士課程前期2年の課程修了者

(2) 目標進路

理学療法士養成校で教員となり理学療法士の学部学生の教育を行いつつ、歩行動作解析の国際共同研究を主導するグループの立ち上げを行う。また、毎年半年間海外の理学療法士養成校に滞在研究する。

(3) 論文課題の例

封入体筋炎患者の歩行パターンの経年的変化とその介入

(4) 履修科目

科目区分	授業科目	単位数	内容
基盤科目	医学統計 II	2	融合
総合科目	Topics and Discussion II-I	1	融合
専門科目	論文研究 II (コース共通) (必修)	10	専門
	運動学 II (医科学コース)	2	専門
	神経科学 I-I (医科学コース)	2	専門
合計		17	

(5) 履修内容の説明

本学総合医学専攻医科学コース博士課程前期2年の課程を修了して入学した学生の履修例である。基盤科目において医学・医療に携わる研究者としての発展的な知識・技術を養い、総合科目では国際的視野に立ってリーダーシップを発揮する能力を養う。専門科目では医科学研究を実際に行う知識や技術を養う。そのうえで、所属する分野の専任教員の指導のもとで博士論文を作成する。

履修例その2： 医科学コース

● 先端医療機関で働きながら研究する医療人を目指す例

(1) 対象学生

医学系博士課程前期2年の課程修了者

(2) 目標進路

ナショナルセンターの医療機関にて技師長となり後進の教育を行いつつ、歩行動作解析の国際共同研究を主導するグループの立ち上げを行う。国内の理学療法士の歩行解析研究者の束ね役。

(3) 論文課題の例

レビー小体型認知症の歩行パターンの経年的変化とその介入

(4) 履修科目

科目区分	授業科目	単位数	内容
基盤科目	医学ダイバーシティⅡ	1	融合
総合科目	ネットワーキング演習Ⅱ	1	融合
専門科目	論文研究Ⅱ（コース共通）（必修）	10	専門
	先進医学ゼミⅡ-I（コース共通）	2	専門
	臨床障害学Ⅱ（医科学コース）	2	専門
	医用情報技術科学セミナーⅡ（医科学コース）	2	専門
合計		18	

(5) 履修内容の説明

本学総合医学専攻看護学コース博士課程前期2年の課程を修了して入学した学生の履修例である。基盤科目や専門科目において医学・医療に携わる研究者としての発展的な知識・技術を養い、総合科目では国際的視野に立ってリーダーシップを発揮する能力を養う。そのうえで、所属する分野の専任教員の指導のもとで博士論文を作成する。

履修例その3：看護学コース

- 看護師資格を持ち、看護系大学の教育者・研究者を目指す例

(1) 対象の学生

看護師資格を持ち、総合医学専攻看護学コース博士課程前期2年の課程修了者

(2) 目標進路

看護系大学の教育者・研究者、もしくは企業等の看護学の専門知識・技術を持った研究者

(3) 論文課題の例

終末期がん患者の痛みに対するアロマセラピーの有効性を評価するランダム化比較試験

(4) 履修科目

科目区分	授業科目	単位数	内容
基盤科目	学際医学Ⅱ-I	1	融合
総合科目	医学研究方法論	2	融合
専門科目	論文研究Ⅱ（コース共通）（必修）	10	専門

	看護学セミナー I—I (看護学コース)	2	専門
	看護学セミナー I-II (看護学コース)	2	専門
合計		17	

(5) 履修内容の説明

本学総合医学専攻看護学コース博士課程前期2年の課程を修了して入学した学生の履修例である。基盤科目において医学・医療に携わる研究者としての発展的な知識・技術を養い、総合科目では国際的視野に立ってリーダーシップを発揮する能力を養う。専門科目では看護学研究を実際に行う知識や技術を養う。そのうえで、所属する分野の専任教員の指導のもとで博士論文を作成する。

5. 医学履修課程の概要

医学・医療における最先端の専門的知識を身につけ、世界水準の研究を理解するだけでなく、多様な才能と未知未踏の課題へ取り組む強い意欲を持って世界で活躍する基礎医学研究者や真のフィジシャン・サイエンティストを養成する。そのために、①豊かな学識・教養、高度な専門的知識、総合知を活用して医学・医療を学際的に発展させる能力を有し、②自立して独創的な研究を遂行・指導することができ、③社会的ニーズを俯瞰的視野で踏まえつつ、高い倫理観と強い責任感を持って医療・医学の発展に貢献し、④高度な国際的視野とコミュニケーション力で世界の研究を先導する能力を習得させる。そのために、医学に関するあらゆる領域の専門的知識と先進技術の習得や応用を促進させ、国際的な視野に立って高い目的意識とリーダーシップを育てる機会を提供する。博士論文に基づいて研究成果の審査及び試験を適切に行う。医学・医療に関する高度な専門的知識・技術と幅広い領域にまたがる豊かな知を合わせ持ち、それを統合・応用する力を身につけ、研究・医療の最前線で活躍しながらグローバルに第一線で活躍できる人材の育成を目指す。修了後の進路としては医療機関、学術研究機関、大学教員、公務員等が想定される。

6. 医学履修課程に置く教育プログラム

1) 医学履修課程の教育プログラムの概要

医学履修課程では多様化する医学・医療のニーズに対応できる俯瞰的視野と高い学際性を身につけるために、博士課程後期3年の課程と同じ基盤科目、総合科目を設置する。これによって基盤科目、専門科目の授業では医学履修課程と博士課程後期3年の課程の学生が共に授業・実習を行うことになり、異なる背景や職域の学生の協働により現代の医学・医療に必須な多職種連携やコミュニケーション力の向上が育まれる。積極的に海外の研究機関に滞在して研究を推進し、海外留学成果評価、国際学会参加成果評価、インターンシップ実習科目等によってグローバルアカデミックリーダーシップも評価する。

2) 医学履修課程のカリキュラムの構成・特徴

世界をリードする基礎医学研究者や研究医の養成を意識したカリキュラムとなっている。カリキュラム構成は基盤科目、総合科目、専門科目からなり、合計 30 単位以上取得する。

基盤科目

グローバル研究リーダーとなる超高度医療人として必須な科目であり、グローバル研究リーダーとなる超高度医療人としての基礎を形作る科目である。博士課程後期 3 年の課程と同一の科目内容で、4 単位以上取得することになる。

総合科目

グローバル研究リーダーとなる超高度医療人として思索を深めるための基礎となる科目であり、課題対応能力を養成するために演習が中心である。博士課程後期 3 年の課程と同一の科目内容で、1 単位以上取得する。

専門科目

世界をリードする基礎医学研究者や真のフィジシャン・サイエンティストとしての専門性を高めるための科目である。博士課程後期 3 年の課程の専門科目に加えて医学履修課程専門科目が設けられ、専門知識のほか実践力、最先端技術が身に付くように工夫されている。専門科目は 18 単位以上の取得が義務付けられている。

3) 医学履修課程の履修モデル

履修例その 1 :

- 世界で活躍する基礎医学研究者を目指す例

(1) 対象学生

医学部医学科の卒業生

(2) 目標進路

国内外の一流学術研究機関において、自立して独創的な医学研究を展開し、世界の医学・医療の発展をリードする研究医となる。

(3) 論文課題の例

発癌を引き起こす新規遺伝子変異の解明

(4) 履修科目

科目区分	授業科目	単位数	内容
基盤科目	学際領域トレーニング	5	融合
	国際学会参加成果評価Ⅱ	1	融合
総合科目	医薬開発	2	融合
	プレゼンテーション・情報倫理Ⅱ	1	融合
専門科目	論文研究Ⅱ（必修）	10	専門
	分子医科学	2	専門
	分子イメージング	2	専門

	TR トレーニング I	6	専門
	国際交流セミナー I	1	専門
合計		30	

(5) 履修内容の説明

医学部を卒業して大学院博士課程に入学した学生の履修例である。基盤科目において国際的視野に立ったリーダーシップを養い、総合科目、専門科目において医学・医療に関する発展的な知識・技術を身につける。そのうえで、所属する分野の専任教員の指導のもとで博士論文を作成する。

履修例その 2 :

- 臨床医が障害の教育を受ける例

(1) 対象学生

医学部医学科の卒業生

(2) 目標進路

国内外の一流学術機関付属の teaching-hospital において、多職種と連携して独創的な臨床研究を立案し、多国籍にて研究を遂行できる能力を持つ臨床研究医となる。さらに研究成果を産業界と連携して社会実装をすることができる研究医となる。

(3) 論文課題の例

包括的ロボット AI リハビリテーションが萎縮性脊髄側索硬化症に及ぼす効果

(4) 履修科目

科目区分	授業科目	単位数	内容
基盤科目	学際領域トレーニング	5	融合
総合科目	医学 AI 演習Ⅱ-I	2	融合
	医学 AI 演習Ⅱ-II	2	融合
	医学イノベーション創出	1	融合
	臨床試験・臨床研究Ⅱ	1	融合
	研究倫理・研究インテグリティⅡ	2	融合
専門科目	論文研究Ⅱ（必修）	10	専門
	臨床障害学Ⅱ	2	専門
	TR トレーニング I	6	専門
合計		31	

(5) 履修内容の説明

医学部を卒業して大学院博士課程に入学した学生の履修例である。基盤科目において学際的及び国際的視野に立ってリーダーシップを発揮する能力を養い、総合科目、専門科目において医学・医療に携わる研究者としての発展的な知識・技術を養う。そのうえで、所属する分野の専任教員の指導のもとで博士論文を作成する。

○東北大学大学院通則

昭和28年11月16日
制定

東北大学大学院通則

目次

- 第1章 総則(第1条—第9条)
- 第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻(第10条—第21条)
- 第3章 休学(第22条—第24条)
- 第4章 転学、退学及び除籍(第25条—第27条)
- 第5章 教育方法等(第28条—第30条)
- 第5章の2 他の大学院等における修学及び留学等(第31条—第31条の5)
- 第6章 課程修了及び学位授与(第32条—第37条)
- 第7章 懲戒(第38条)
- 第8章 授業料(第39条—第44条の2)
- 第9章 科目等履修生(第44条の3—第44条の10)
- 第9章の2 特別聴講学生及び特別研究学生(第44条の11—第44条の17)
- 第10章 外国学生(第45条—第46条の2)
- 第11章 インターネット・スクール(第47条)

附則

第1章 総則

第1条 東北大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、ひろく文化の発展に寄与することを目的とする。

2 本大学院のうち、専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

3 [次条第1項](#)又は[第3条](#)の規定により本大学院に置かれる研究科若しくは専攻又は課程ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、研究科規程の定めるところによる。

(昭44規26・平16規86・平18規178・平30規54・一部改正)

第2条 本大学院に置く研究科及び専攻は、次のとおりとする。

文学研究科 日本学専攻、広域文化学専攻、総合人間学専攻

教育学研究科 総合教育科学専攻

法学研究科 綜合法制専攻、公共法政策専攻、法政理論研究専攻

経済学研究科 経済経営学専攻、会計専門職専攻

理学研究科 数学専攻、物理学専攻、天文学専攻、地球物理学専攻、化学専攻、地学専攻

医学系研究科 医科学専攻、障害科学専攻、保健学専攻、公衆衛生学専攻

歯学研究科 歯科学専攻

薬学研究科 分子薬科学専攻、生命薬科学専攻、医療薬学専攻

工学研究科 機械機能創成専攻、ファインメカニクス専攻、ロボティクス専攻、航空宇宙工学専攻、量子エネルギー工学専攻、電気エネルギーシステム専攻、通信工学専攻、電子工学専攻、応用物理学専攻、応用化学専攻、化学工学専攻、バイオ工学専攻、金属フロンティア工学専攻、知能デバイス材料学専攻、材料システム工学専攻、土木工学専攻、都市・建築学専攻、技術社会システム専攻

農学研究科 生物生産科学専攻、農芸化学専攻

国際文化研究科 国際文化研究専攻

情報科学研究科 情報基礎科学専攻、システム情報科学専攻、人間社会情報科学専攻、応用情報科学専攻

生命科学研究科 脳生命統御科学専攻、生態発生適応科学専攻、分子化学生物学専攻

環境科学研究科 先進社会環境学専攻、先端環境創成学専攻

医工学研究科 医工学専攻

2 研究科の定員は、[別表第1](#)のとおりとする。

(昭30年7月1日・昭36年5月23日・昭38規45・昭44規26・昭47規39・平5規64・平6規21・平13規8・平14規34・平15規8・平16規86・平17規31・平18規60・平20規66・平22規32・平24規31・平27規65・平28規55・平29規38・平30規54・平31規60・令4規40・一部改正)

第2条の2 [前条](#)に定めるもののほか、本大学院の[次条](#)に定める博士課程に、履修上の区分として、学位プログラムを置く。

2 学位プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(平25規23・追加)

第3条 本大学院に、[別表第1](#)のとおり修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

(昭30年1月1日・一部改正、昭30年7月1日・全改、昭38規45・昭47規39・一部改正、昭50規9・全改、平15規8・平16規86・一部改正)

第3条の2 医学系研究科、歯学研究科及び薬学研究科以外の研究科の博士課程は、前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分する課程(以下「区分課程」という。)とし、前期課程は、修士課程として取り扱う。

2 医学系研究科医科学専攻の博士課程は、医学を履修する課程(以下「医学履修課程」という。)とし、医学系研究科障害科学専攻及び保健学専攻の博士課程は、区分課程とする。

3 歯学研究科の博士課程は、歯学を履修する課程(以下「歯学履修課程」という。)とする。

4 薬学研究科医療薬学専攻の博士課程は、薬学を履修する課程(以下「薬学履修課程」という。)とし、薬学研究科分子薬科学専攻及び生命薬科学専攻の博士課程は、区分課程とする。

(昭30年7月1日・追加、昭50規9・全改、平6規21・平8規31・平14規34・平16規86・平22規32・平24規31・平30規54・一部改正)

第3条の3 法学研究科総合法制専攻の専門職学位課程は、法科大学院の課程とする。

(平16規86・追加)

第3条の4 修士課程及び前期課程(以下「修士課程等」という。)は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(昭50規9・追加、平5規64・平15規8・一部改正、平16規86・旧第3条の3繰下・一部改正)

第3条の5 後期課程並びに医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(昭50規9・追加、昭54規7・平5規64・平6規21・平8規31・一部改正、平16規86・旧第3条の4繰下、平24規31・一部改正)

第3条の6 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(平16規86・追加)

第3条の7 法科大学院の課程は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

(平16規86・追加)

第4条 修士課程等の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、2年を超えるものとするところがある。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、修士課程等においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることがある。

3 修士課程等の在学年限は、4年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限の2倍の期間)とする。

(昭50規9・平2規7・一部改正、平11規90・全改、平14規34・平15規8・平16規86・平20規66・平30規54・一部改正)

第4条の2 後期課程の標準修業年限は、3年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、3年を超えるものとするところがある。

2 後期課程の在学年限は、6年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限の2倍の期間)とする。

(平11規90・追加、平16規86・平20規66・平30規54・一部改正)

第5条 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程の標準修業年限は、4年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、4年を超えるものとするところがある。

2 [前項](#)の課程の在学年限は、8年(4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限の2倍の期間)とする。

(昭30年7月1日・昭38規45・昭47規39・一部改正、昭50規9・全改、昭54規7・平6規21・平8規31・平16規86・平20規66・平24規31・一部改正)

第5条の2 法科大学院の課程を除く専門職学位課程の標準修業年限は、2年又は1年以上2年未満の期間とする。

- 2 [前項](#)の規定にかかわらず、法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が2年の課程にあつては1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とし、その標準修業年限が1年以上2年未満の期間にあつては当該期間を超える期間とすることがある。
- 3 法科大学院の課程を除く専門職学位課程の在学年限は、4年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間)とする。

(平16規86・追加)

第5条の3 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

- 2 法科大学院の課程における課程修了のための在学年限は、6年とする。ただし、法科大学院の課程において法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)にあつては、その在学年限を4年とする。
- 3 法科大学院の課程における各年次ごとに定める必要単位数の修得のための在学年限は、各年次2年とする。ただし、法科大学院の課程において病気その他やむを得ない事情があると認めた場合にあつては、その在学年限を各年次2年を超えた期間とすることがある。

(平16規86・追加、平18規60・一部改正)

第5条の4 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、研究科の定めるところにより、その計画的な履修を許可することがある。

- 2 [前項](#)の規定により計画的な履修を許可された者(以下「長期履修学生」という。)が、当該在学期間について短縮することを願い出たときは、研究科の定めるところにより、その在学期間の短縮を許可することがある。
- 3 長期履修学生は、標準修業年限の2倍の期間([第32条の2](#)、[第33条の4](#)又は[第35条の2](#)の規定により在学したものとみなされた長期履修学生にあつては、標準修業年限の2倍の期間から[第32条の2](#)、[第33条の4](#)又は[第35条の2](#)の規定により在学したものとみなされた期間を減じた期間)を超えて在学することができない。

(平15規8・追加、平16規86・旧第5条の2繰下、平30規54・令3規18・一部改正)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(昭38規46・一部改正)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

(昭38規45・一部改正)

第8条 定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

東北大学創立記念日 6月22日

春季休業 4月1日から4月7日まで

夏季休業 7月11日から9月10日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 定期休業日において、必要がある場合には、授業を行うことがある。
- 3 春季、夏季及び冬季の休業の期間は、必要がある場合には、変更することがある。
- 4 臨時休業日は、その都度定める。

(昭38規45・昭44規26・昭48規42・昭62規13・平5規64・令2規40・一部改正)

第9条 削除

(平16規86)

第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻

(昭30年1月1日・昭33年4月1日・全改、昭33年7月23日・平14規34・平30規54・一部改正)

第10条 入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻の時期は、学年の初めから30日以内とする。

- 2 [前項](#)の規定にかかわらず、入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻の時期は、第2学期の初めから31日以内とすることがある。
- 3 再入学の時期は、その都度定める。

(昭38規45・昭44規26・昭50規9・昭52規17・平11規90・平14規34・平30規54・一部改正)

第11条 修士課程等及び専門職学位課程においては、[次の各号](#)の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して入学を許可する。

一 大学を卒業した者

- 二 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって[前号](#)の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 七 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 八 文部科学大臣の指定した者
- 九 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- 十 法第102条第2項の規定により他の大学の大学院(以下「他の大学院」という。)に入学した者であって、本大学院において、その教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 十一 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(昭29年4月27日・一部改正、昭30年1月1日・全改、昭30年7月1日・昭38規45・昭50規9・平2規7・平3規59・平6規79・平11規86・平13規8・平13規146・平14規34・平15規8・平15規169・平16規86・平17規170・平18規60・平18規123・平20規66・平28規80・平31規60・一部改正)

第12条 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、[次の各号](#)の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して入学を許可する。

- 一 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- 二 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- 四 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 五 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって[前号](#)の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 大学の医学、歯学、薬学若しくは獣医学を履修する課程に4年以上在学した者、外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。以下この号において同じ。)を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- 八 法第102条第2項の規定により他の大学院(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)に入学した者であって、本大学院において、その教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

九 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認め
た者で、24歳に達したもの

(昭30年1月1日・昭30年7月1日・全改、昭38規45・昭47規39・昭52規17・平2規7・平6規21・平8規
31・平11規86・平13規8・平13規146・平14規34・平15規169・平17規170・平20規66・平24規31・
平28規80・一部改正)

第13条 本大学院を中途退学した者又は除籍された者が、再入学(在学していた同一専攻に限る。)を願い
出たときは、研究科規程の定めるところにより、選考の上、再入学を許可することがある。

(昭38規45・一部改正、昭44規26・全改、平14規34・平18規178・平30規54・一部改正)

第14条 修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了して、引き続き後期課程、医学履修課程、歯学履
修課程又は薬学履修課程に進学(志願しようとする研究科又は専攻が、修士課程、前期課程又は専門職学
位課程における研究科又は専攻と異なる場合を含む。)することを願い出た者に対しては、研究科規程の
定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

(昭30年1月1日・全改、昭38規45・昭44規26・昭50規9・平14規34・平16規86・平24規31・平30規
54・一部改正)

第15条 後期課程及び法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、研究科規程の定めるところに
より、[次の各号](#)の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して編入学を許可することがある。

一 修士の学位又は専門職学位を有する者

二 外国の大学の大学院(以下「外国の大学院」という。)において、修士の学位又は専門職学位に相当
する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位
に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付
けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの(以下「外国の大学院の課程を有する教
育施設」という。)の当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第
72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以
下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

六 外国の学校、外国の大学院の課程を有する教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院
設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士
の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

七 文部科学大臣の指定した者

八 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上
の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(昭30年1月1日・全改、昭38規45・昭44規26・昭47規94・昭50規9・昭52規17・平2規7・平11規
86・平13規8・平13規146・平14規34・平15規169・平16規86・平17規31・平17規170・平22規97・
平24規85・平30規54・一部改正)

第16条 [次の各号](#)の一に該当する者に対しては、研究科規程の定めるところにより、選考の上、転科又は
転入学を許可することがある。

一 本大学院に在学する者で、課程の中途において他の研究科に転科を志願するもの

二 他の大学院に在学する者で、課程の中途において本大学院に転入学を志願するもの

三 外国の大学院若しくはこれに相当する高等教育機関等(以下「外国の大学院等」という。)に在学す
る者、我が国において、外国の大学院の課程を有する教育施設の当該課程に在学する者(法第102条第1
項に規定する者に限る。)又は国際連合大学の課程に在学する者で、課程の中途において本大学院に転
入学を志願するもの

2 研究科内における課程の中途の転専攻は、研究科規程の定めるところにより、選考の上、許可すること
がある。

3 [第1項](#)の規定により転科又は転入学を志願する場合は、現に在学する研究科の長又は大学の長の許可書
を願書に添付しなければならない。

(昭30年1月1日・昭33年4月1日・全改、昭33年7月23日・昭38規45・昭44規26・昭47規94・昭48規
42・平14規34・平17規170・平20規66・平22規97・平30規54・一部改正)

第16条の2 本大学院に入学又は編入学を許可された者が、本大学院に入学し、又は編入学する前に本大学
院、他の大学院、外国の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設若しくは国際連合大学(以下
「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。)の当該教育課程において履修した授業科目につい
て修得した単位(大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条
第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。)
は、研究科において教育上有益と認めるときは、研究科規程の定めるところにより、本大学院において
修得した単位とみなすことがある。

- 2 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程において前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は15単位までとし、同項及び第31条の4第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。
- 3 法科大学院の課程を除く専門職学位課程において第1項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職学位課程が修了の要件として定める30単位以上の単位数の2分の1までとする。
- 4 法科大学院の課程において第1項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項及び第35条の4の規定により修得したものとみなす単位数(第31条の5第3項ただし書きの規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。)と合わせて30単位までとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、法学既修者であって法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成14年法律第139号。以下「連携法」という。)第6条第2項第1号に規定する連携法曹基礎課程(以下単に「連携法曹基礎課程」という。)を修了したもの(以下単に「連携法曹基礎課程修了者」という。)について、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項及び第35条の4の規定より修得したものとみなす単位数(第31条の5第4項ただし書きの規定により46単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。)と合わせて46単位までとする。

(平6規21・追加、平14規34・平16規86・平17規170・平22規97・平24規31・平24規85・平27規65・平28規55・平30規54・令3規18・令4規40・令5規1・一部改正)

第16条の3 再入学、転科、転入学又は転専攻を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)において、審査の上、その一部又は全部を認める。

(昭44規26・追加、昭48規42・昭50規9・平5規64・一部改正、平6規21・旧第16条の2繰下、平12規29・平14規34・平30規54・一部改正)

第17条 入学、進学、編入学、転科、転入学又は転専攻を志願する者は、それぞれ所定の期日までに、再入学を志願する者は再入学を願い出るときに、願書を提出しなければならない。

- 2 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学又は転専攻を許可された者で、前項の願い出において虚偽又は不正の事実があったことが判明したものに対しては、当該許可を取り消すことがある。

(昭30年1月1日・全改、昭33年4月1日・昭33年7月23日・昭44規26・平14規34・平30規54・令3規18・一部改正)

第18条 入学、再入学、編入学又は転入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

- 2 前項の検定料の額は、別表第2のとおりとする。

(昭30年1月1日・昭31年4月1日・昭33年4月1日・昭38規45・昭41規20・昭47規39・昭50規32・平3規53・平16規86・一部改正)

第19条 入学、再入学、編入学又は転入学を許可された者は、入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た場合を除き、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

- 2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学、再入学、編入学又は転入学の許可を取り消す。

- 3 第1項の入学料の額は、別表第2のとおりとする。

(昭29年4月27日・全改、昭30年1月1日・昭31年4月1日・昭33年4月1日・昭38規45・昭41規20・昭47規39・昭50規32・昭52規17・平15規8・平16規86・一部改正)

第19条の2 入学、再入学(第1学期又は第2学期の初めにおける再入学に限る。)、編入学又は転入学を許可された者で、経済的理由により入学料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められるものに対しては、入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

- 2 前項に規定する者のほか、特別の事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者に対しては、入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

- 3 前二項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(昭52規17・追加、平8規79・平15規8・一部改正)

第20条 納付した検定料及び入学料は、返付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を実施する場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者については、その者の申出により、第18条に規定する検定料のうち第2段階目の選抜に係る額を返付する。

(昭44規26・昭48規42・昭50規32・昭62規13・平16規86・平26規34・一部改正)

第21条 入学、再入学、編入学又は転入学を許可された者は、所定の期日までに、東北大学(以下「本学」という。)所定の宣誓書を提出しなければならない。

- 2 [前項](#)の宣誓書を所定の期日までに提出しない者に対しては、入学、再入学、編入学又は転入学の許可を取り消す。

(昭29年4月27日・全改、昭30年1月1日・昭33年4月1日・令2規40・一部改正)

第3章 休学

第22条 病気その他の事故により引き続き3月以上修学することができない者は、所定の手続を経て、休学の許可を願い出ることができる。

- 2 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を超えて許可することがある。

- 3 休学期間は、修士課程等にあつては2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数)を、後期課程にあつては3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数)を、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程にあつては4年(4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数)を、法科大学院の課程を除く専門職学位課程にあつては2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数)を、法科大学院の課程にあつては各年次1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出によりその延長を許可することがある。

- 4 休学期間内に、その事故がなくなったときは、復学の許可を願い出ることができる。

(昭30年1月1日・一部改正、昭30年7月1日・全改、昭38規45・昭50規9・昭54規7・平6規21・平8規31・平11規90・平15規8・平16規86・平20規66・平24規31・平30規54・一部改正)

第23条 病気その他の事情により修学が不適当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

- 2 休学期間内に、その事情がなくなったときは、復学を命ずる。

(昭30年7月1日・一部改正)

第24条 休学が引き続き3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

(昭30年7月1日・全改、昭38規45・一部改正)

第4章 転学、退学及び除籍

第25条 他の大学院に転学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

(昭47規94・昭48規42・一部改正)

第26条 退学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第27条 [次の各号](#)の一に該当する者は、除籍する。

- 一 病気その他の事故により、成業の見込みがないと認められる者
- 二 [第4条第3項](#)、[第4条の2第2項](#)、[第5条第2項](#)、[第5条の2第3項](#)並びに[第5条の3第2項](#)及び[第3項](#)に規定する在学年数を経て、なお所定の課程を修了し、又は必要単位数を修得できない者
- 三 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者、3分の2の額、半額若しくは3分の1の額の免除若しくは徴収猶予を許可された者又は免除若しくは徴収猶予の許可を取り消された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの
- 四 授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者
- 五 [第22条第3項](#)に規定する休学期間に達しても、なお修学できない者

(昭30年7月1日・昭38規45・昭48規42・昭52規17・平11規90・平15規8・平16規86・令4規40・一部改正)

第5章 教育方法等

(昭50規9・全改)

第28条 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

- 2 専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行う。

(昭44規26・一部改正、昭50規9・全改、平16規86・平24規31・一部改正)

第28条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 [前項](#)の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(平16規86・追加)

第28条の3 専門職大学院は、[前条第1項](#)の授業を行う場合には、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により行う。

- 2 専門職大学院は、当該専攻分野の授業について、[前条第2項](#)の規定によって十分な教育効果が得られると研究科において認める場合には、授業を行う教室等以外の場所で授業を履修させることができる。

(平16規86・追加)

第28条の4 教育上特別の必要があると研究科において認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことがある。

(平5規64・追加、平6規21・平14規34・一部改正、平16規86・旧第28条の2繰下、平30規54・一部改正)

第28条の5 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、おおむね次の基準によるものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、[前二号](#)に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、学位論文等に係る授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

(平16規86・追加、平18規178・令6規15・一部改正)

第28条の6 1学年の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(平16規86・追加、令5規1・一部改正)

第28条の7 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週又は15週その他各研究科が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(平16規86・追加、平25規90・平30規54・令5規1・一部改正)

第28条の8 研究科は、授業及び研究指導の方法及び内容、1学年の授業及び研究指導の計画並びに学修の成果及び学位論文に係る評価及び修了の認定の基準(専門職大学院にあっては、授業の方法及び内容、1学年の授業の計画並びに学修の成果に係る評価及び修了の認定の基準)をあらかじめ明示するものとする。

(平16規86・追加、平18規178・平30規54・一部改正)

第28条の9 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1学年又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(平16規86・追加)

第28条の10 学生が他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、所定の手続を経て、その許可を受けなければならない。

(平16規86・追加、平30規54・一部改正)

第29条 本大学院の課程における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては、所定の時期に試験その他の各研究科が定める適切な方法(以下「試験等」という。)により学修の成果を評価し所定の単位を与える。

2 試験等の方法は、教授会等が定める。

(昭30年7月1日・昭38規45・昭44規26・一部改正、昭50規9・全改、平5規64・平12規29・一部改正、平16規86・旧第30条繰上、令5規1・一部改正)

第30条 この章に規定するもののほか、教育方法に関し必要な事項は、別に定める。

(平16規86・追加)

第5章の2 他の大学院等における修学及び留学等

(昭47規94・章名追加、昭50規9・全改)

第31条 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると研究科において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることがある。

2 [前項](#)の規定は、学生が、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 [前項](#)の規定にかかわらず、特別の事情があると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。

(昭30年7月1日・一部改正、昭44規26・昭47規94・全改、昭50規9・平13規158・平14規34・平16規86・平17規170・平22規97・平28規55・平30規54・一部改正)

第31条の2 学生が他の大学院若しくは研究所等(以下「他の大学院等」という。)又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導を受けることが教育上有益であると研究科において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議の上、学生が当該他の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導の一部を受けることを認めることがある。この場合において、修士課程又は前期課程の学生が当該研究指導を受けることができる期間は、1年を超えないものとする。

(昭50規9・追加、昭54規7・平2規7・平14規34・平15規8・平17規170・平22規97・平30規54・一部改正)

- 第31条の3 学生が外国の大学院等において修学することが教育上有益であると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等と協議の上、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることがある。
- 2 [前項](#)の規定にかかわらず、特別の事情があると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。
- 3 留学の期間は、在学年数に算入する。
- 4 [第1項](#)及び[第2項](#)の規定は、学生が休学中に外国の大学院等において修学する場合について準用する。

(昭47規94・追加、昭50規9・旧第31条の2繰下、昭54規7・平13規158・平14規34・平16規86・平30規54・一部改正)

第31条の4 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、[第31条第1項](#)及び[第2項](#)の規定により履修した授業科目について修得した単位、[第31条の2](#)の規定により受けた研究指導並びに[前条第1項](#)及び[第4項](#)の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、研究科規程の定めるところにより、本大学院において修得した単位又は受けた研究指導とみなす。

- 2 [前項](#)の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は15単位までとし、[第16条の2第1項](#)及び[前項](#)の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

(昭47規94・追加、昭50規9・旧第31条の3繰下・一部改正、平13規158・平14規34・平16規86・平24規31・平30規54・令3規18・一部改正)

第31条の5 専門職学位課程においては、[第31条第1項](#)及び[第2項](#)の規定により履修した授業科目について修得した単位並びに[第31条の3第1項](#)及び[第4項](#)の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、研究科の定めるところにより、本大学院において修得した単位とみなす。

- 2 [前項](#)の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、[第16条の2第1項](#)の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職学位課程が修了の要件として定める30単位以上の単位数の2分の1までとする。
- 3 [前項](#)の規定にかかわらず、法科大学院の課程にあっては、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、[第16条の2第1項](#)の規定及び[第35条の4](#)の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位までとする。ただし、93単位を超える単位を修了の要件とする場合には、その超える分の単位数に限り、30単位を超えて修得したものとみなすことができる。
- 4 [前二項](#)の規定にかかわらず、法科大学院の課程において連携法曹基礎課程修了者にあっては、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、[第16条の2第1項](#)の規定及び[第35条の4](#)の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて46単位までとする。ただし、93単位を超える単位を修了の要件とする場合には、その超える分の単位数に限り、46単位を超えて修得したものとみなすことができる。

(平16規86・追加、平28規55・令3規18・令4規40・一部改正)

第6章 課程修了及び学位授与

(昭50規9・全改)

第32条 修士課程又は前期課程を修了するためには、2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、研究科規程の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士課程等の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「修士論文等」という。)を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、1年以上([次条](#)の規定により在学したものとみなされた期間を除く。)在学すれば足りるものとする。

- 2 [前項](#)の場合(前期課程を修了する場合に限る。)において、博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、研究科規程の定めるところにより、修士論文等の審査及び最終試験の合格に代えて、次に掲げる試験及び審査の合格を前期課程の修了の要件とすることがある。
- 一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- 二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

(昭30年7月1日・昭38規45・昭44規26・一部改正、昭50規9・全改、平2規7・平5規64・平11規90・平12規29・平14規34・平15規8・平16規86・平18規178・平20規66・平24規85・平30規54・令3規18・一部改正)

第32条の2 修士課程等においては、[第16条の2第1項](#)の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科規程の定めるところにより、当該単位数、その修得

に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程又は前期課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

(令3規18・追加)

第33条 修士論文等は、[第3条の4](#)に掲げる学識及び能力を証示するに足るものでなければならない。

2 修士論文等は、在学期間中に、所定の期日までに提出しなければならない。

(昭50規9・平5規64・平18規178・一部改正)

第33条の2 区分課程の博士課程を修了するためには、後期課程に3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から1年の期間を減じた期間)とする。[第34条第3項](#)において同じ。)以上在学し、研究科規程の定めるところにより、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、[次の各号](#)に掲げる者について優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、それぞれ[当該各号](#)に掲げる期間在学すれば足りるものとする。

- 一 2年又は2年を超える標準修業年限を定める修士課程又は前期課程を修了した者 1年以上
- 二 1年以上2年未満の標準修業年限を定める修士課程若しくは前期課程を修了した者又は1年以上2年未満の在学期間をもって修士課程若しくは前期課程を修了した者 当該課程における在学期間を含めて3年以上
- 三 1年以上2年未満の標準修業年限を定める法科大学院を除く専門職学位課程を修了した者 当該標準修業年限を含めて3年以上

2 [前項](#)に定めるもののほか、研究指導の上で特に必要がある場合に限り、研究科規程の定めるところにより、後期課程における授業科目の履修を博士課程の修了の要件とすることがある。

(昭50規9・追加、昭54規7、平2規7、平5規64・平6規21・平8規31・平12規29・平14規34・平16規86・平20規66・平22規32・平24規31・平30規54・一部改正)

第33条の3 医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程を修了するためには、4年(4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。[次条第3項](#)において同じ。)以上在学し、研究科規程の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、3年以上在学すれば足りるものとする。

(昭54規7・追加、平6規21・平8規31・平12規29・平20規66・平24規31・一部改正)

第33条の4 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、[第16条の2第1項](#)の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科規程の定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことができる。

(令3規18・追加)

第34条 博士論文は、[第3条の5](#)に掲げる研究能力及び学識を証示するに足るものでなければならない。

2 博士論文は、在学期間中に提出することを原則とする。この場合には、所定の期日までに提出しなければならない。

3 [前項](#)の期間内に博士論文を提出しないで退学した者のうち、後期課程に3年以上在学し、[第33条の2第2項](#)の規定を修了の要件とする研究科にあつては、当該授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者又は医学履修課程、歯学履修課程若しくは薬学履修課程に4年以上在学し、授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学した日から起算して1年以内に限り、博士論文を提出することができる。

(昭30年1月1日・昭30年7月1日・昭35年12月15日・昭38規45・昭44規26・昭46規21・昭47規39・昭50規9・昭54規7・平5規64・平6規21・平8規31・平12規29・平16規86・平17規170・平20規66・平24規31・平30規54・一部改正)

第35条 法科大学院の課程を除く専門職学位課程を修了するためには、2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、研究科の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得する等所定の教育課程を履修しなければならない。

(平16規86・全改)

第35条の2 法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、[第16条の2第1項](#)の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により法科大学院の課程を除く専門職学位課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科規程の定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案してその標準修業年限の2分の

1までの期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、法科大学院の課程を除く専門職学位課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

(平16規86・追加、令3規18・一部改正)

第35条の3 法科大学院の課程を修了するためには、3年以上在学し、研究科の定めるところにより、授業科目について96単位以上を修得しなければならない。

(平16規86・追加)

第35条の4 法科大学院の課程において、法学既修者に関しては、研究科の定めるところにより、[前条](#)に規定する在学期間については1年までの期間在学し、[同条](#)に規定する単位については、[第16条の2第1項](#)及び[第31条の5第1項](#)の規定により修得したものとみなす単位([同条第3項ただし書き](#)の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。)と合わせて30単位までを本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、連携法曹基礎課程修了者について、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、[第16条の2第1項](#)及び[第31条の5第1項](#)の規定により修得したものとみなす単位([同条第4項ただし書き](#)の規定により46単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。)と合わせて46単位までとする。

(平16規86・追加、平28規55・令3規18・令4規40・一部改正)

第36条 修士課程又は前期課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、専門職学位課程を修了した者には専門職学位を授与する。

2 [前項](#)の規定により修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 修士(文学)
教育学研究科 修士(教育学又は教育情報学)
法学研究科 修士(法学)
経済学研究科 修士(経済学又は経営学)
理学研究科 修士(理学)
医学系研究科 修士(医科学、障害科学、看護学、保健学又は公衆衛生学)
歯学研究科 修士(口腔科学)
薬学研究科 修士(薬科学)
工学研究科 修士(工学)
農学研究科 修士(農学)
国際文化研究科 修士(国際文化)
情報科学研究科 修士(情報科学)
生命科学研究科 修士(生命科学)
環境科学研究科 修士(環境科学)
医工学研究科 修士(医工学)

3 [第1項](#)の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 博士(文学)
教育学研究科 博士(教育学又は教育情報学)
法学研究科 博士(法学)
経済学研究科 博士(経済学又は経営学)
理学研究科 博士(理学)
医学系研究科 博士(医学、障害科学、看護学又は保健学)
歯学研究科 博士(歯学)
薬学研究科 博士(薬科学又は薬学)
工学研究科 博士(工学)
農学研究科 博士(農学)
国際文化研究科 博士(国際文化)
情報科学研究科 博士(情報科学)
生命科学研究科 博士(生命科学)
環境科学研究科 博士(環境科学)
医工学研究科 博士(医工学)

4 [前二項](#)に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士(学術)又は博士(学術)と付記することがある。

5 [第1項](#)の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法学研究科 公共法政策修士(専門職)又は法務博士(専門職)
経済学研究科 会計修士(専門職)

(昭36年5月23日・一部改正、昭44規26・第37条繰上・一部改正、昭47規39・昭50規9・昭54規7・一部改正、平3規53・全改、平5規64・平6規21・平6規79・平8規31・平13規8・平14規34・平15規8・平16規86・平17規31・平20規66・平22規32・平24規31・平27規65・平30規54・一部改正)

第37条 この章に規定するもののほか、修士、博士及び専門職学位の学位授与の要件その他学位に関し必要な事項は、[東北大学学位規程](#)(昭和30年1月1日制定)の定めるところによる。

(昭31年7月21日・一部改正、昭44規26・追加、昭54規7・平3規53・平16規86・一部改正)

第7章 懲戒

第38条 本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、所定の手続によって懲戒する。

2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

3 停学3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

(昭38規45・昭48規42・一部改正)

第8章 授業料

第39条 授業料の額は、[別表第2](#)のとおりとする。

2 長期履修学生に係る授業料の年額は、[前項](#)の規定にかかわらず、[同項](#)に規定する授業料の年額に標準修業年限([第32条の2](#)、[第33条の4](#)又は[第35条の2](#)の規定により在学したものとみなされた長期履修学生にあつては、標準修業年限から[第32条の2](#)、[第33条の4](#)又は[第35条の2](#)の規定により在学したものとみなされた期間を減じた期間)に相当する年数を乗じて得た額をその在学期間の年数で除した額とする。

3 授業料は、第1学期及び第2学期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期における額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

4 [前項](#)の授業料は、授業料の免除又は徴収猶予若しくは月割分納の許可を願い出た場合を除き、第1学期にあつては5月、第2学期にあつては11月に納付しなければならない。ただし、第2学期に係る授業料については、第1学期に係る授業料を納付するときに、併せて納付することができる。

(昭31年4月1日・一部改正、昭32年4月1日・全改、昭38規45・昭47規39・昭48規42・昭50規32・昭52規17・一部改正、昭62規13・全改、平3規8・平15規8・平16規86・平19規33・令3規18・一部改正)

第40条 第1学期又は第2学期の中途において、復学し、又は再入学した者は、授業料の年額の12分の1に相当する額(以下「月割計算額」という。)に、復学し、又は再入学した月からその学期の末月までの月数を乗じて得た額の当該学期の授業料を、復学し、又は再入学した月に納付しなければならない。

(昭31年4月1日・一部改正、昭32年4月1日・昭38規45・昭48規42・全改)

第41条 学年の途中で修了する見込みの者は、月割計算額に、修了する見込みの月までの月数を乗じて得た額の授業料を、第1学期の在学期間に係る授業料については5月(4月に修了する見込みの者にあつては、4月)に、第2学期の在学期間に係る授業料については11月(10月に修了する見込みの者にあつては、10月)に納付しなければならない。

(昭30年7月1日・昭31年4月1日・一部改正、昭32年4月1日・昭38規45・昭48規42・全改、令3規18・一部改正)

第41条の2 長期履修学生で、[第5条の4第2項](#)の規定によりその在学期間の短縮を許可されたものは、当該短縮後の期間に応じて[第39条第2項](#)の規定により算出した授業料の年額に当該者の在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者の在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額の授業料を直ちに納付しなければならない。

(平15規8・追加、平16規86・一部改正)

第42条 退学し、転学し、除籍され、又は退学を命ぜられた者は、別に定める場合を除くほか、その期の授業料を納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

(昭32年4月1日・全改)

第43条 経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくはその月割分納をさせることがある。

2 [前項](#)に規定する授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(昭31年4月1日・一部改正、昭32年4月1日・昭38規45・昭44規26・昭48規42・全改)

第44条 納付した授業料は、返付しない。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、[第39条第4項ただし書](#)の規定により第1学期及び第2学期に係る授業料を併せて納付した者が、第2学期の初めまでに休学し、又は第1学期の終わりまでに退学した場合には、その者の申出により第2学期に係る授業料相当額を返付する。

(昭32年4月1日・全改、昭44規26・昭48規42・昭62規13・平3規53・平16規86・平19規33・令3規18・一部改正)

第44条の2 この章に規定するもののほか、授業料の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(昭32年4月1日・追加、昭48規42・一部改正)

第9章 科目等履修生

(昭35年12月15日・追加、平6規21・全改)

第44条の3 本大学院の授業科目(関連科目を含む。)のうち、1科目又は数科目を選んで履修を志願する者があるときは、研究科において、学生の履修に妨げのない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(昭35年12月15日・追加、昭44規26・昭50規9・平6規21・平14規34・平30規54・一部改正)

第44条の4 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。

(昭35年12月15日・追加、昭48規42・平6規21・一部改正)

第44条の5 科目等履修生の入学資格、在学期間その他については、研究科規程の定めるところによる。

(昭35年12月15日・追加、平6規21・平14規34・平30規54・一部改正)

第44条の6 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 検定料の額は、[別表第2](#)のとおりとする。

(昭35年12月15日・追加、昭38規45・昭41規20・昭47規39・昭50規32・平6規21・平16規86・一部改正)

第44条の7 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 [前項](#)の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

3 入学料の額は、[別表第2](#)のとおりとする。

(昭35年12月15日・追加、昭38規45・昭41規20・昭47規39・昭50規32・平6規21・平16規86・一部改正)

第44条の8 科目等履修生は、毎学期授業開始前に、その学期の分の授業料を前納しなければならない。

2 授業料の額は、[別表第2](#)のとおりとする。

(昭35年12月15日・追加、昭38規45・昭47規39・昭50規32・平6規21・平16規86・一部改正)

第44条の9 科目等履修生には、研究科規程の定めるところにより、単位修得証明書を交付することがある。

(昭35年12月15日・追加、昭44規26・平6規21・平14規34・平30規54・一部改正)

第44条の10 本章に規定する場合を除くほか、科目等履修生には、大学院学生に関する規定を準用する。

(昭35年12月15日・追加、平6規21・一部改正)

第9章の2 特別聴講学生及び特別研究学生

(昭47規94・追加、昭50規57・全改)

第44条の11 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、研究科において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、連携法第6条第1項に規定する法曹養成連携協定を本学と締結した本学又は他の大学の連携法曹基礎課程の学生で、法科大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該協定で定めるところにより、法科大学院において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

(昭47規94・追加、昭48規42・昭50規9・平14規34・平17規170・平22規97・平30規54・令2規40・令4規40・一部改正)

第44条の12 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、研究科において特別研究学生として受入れを許可することがある。

(昭50規57・追加、昭54規7・平2規7・平14規34・平17規170・平22規97・平30規54・一部改正)

第44条の13 特別聴講学生の受入れの時期は、学期の初めとする。

2 特別研究学生の受入れの時期は、原則として、学期の初めとする。

3 [第1項](#)の規定にかかわらず、当該特別聴講学生が外国の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、特別の事情がある場合の受入れの時期は、研究科において、その都度定めることができる。

(昭47規94・追加、昭50規32・一部改正、昭50規57・旧第44条の12繰下・一部改正、平14規34・平17規170・平22規97・平30規54・一部改正)

第44条の14 特別聴講学生及び特別研究学生を受け入れる場合の検定料及び入学料は、徴収しない。

(昭47規94・追加、昭50規57・旧第44条の13繰下・一部改正)

第44条の15 [次の各号](#)の一に該当する者を特別聴講学生又は特別研究学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

一 国立大学の大学院の学生

- 二 大学間相互単位互換協定又は大学間特別研究学生交流協定(それぞれ大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。)により授業料を不徴収とされた公立又は私立の大学の大学院の学生
- 三 大学間交流協定(大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。以下同じ。)により授業料を不徴収とされた外国の大学院等の学生
- 四 [第44条の11第2項](#)の連携法曹基礎課程の学生

(昭47規94・追加、昭50規32・一部改正、昭50規57・旧第44条の14繰下・一部改正、平3規53・全改、平9規5・平10規111・平16規86・平18規123・平28規55・令2規40・一部改正)

第44条の16 特別聴講学生及び特別研究学生が[前条各号](#)の一に該当する者以外の者である場合の授業料の額は、[別表第2](#)のとおりとする。

- 2 [前項](#)の授業料は、特別聴講学生については当該特別聴講学生に対する授業の開始前にその学期の分を徴収し、特別研究学生については、受入れの月から3月分ごとに当該期間の当初の月に徴収し、受入れの期間が3月未満であるときは当該期間の当初の月にその期間の分を徴収する。

(昭47規94・追加、昭50規57・旧第44条の15繰下・一部改正、平3規53・平6規21・平9規5・平10規111・平16規86・令2規40・一部改正)

第44条の17 本章に規定する場合を除くほか、特別聴講学生及び特別研究学生には、大学院学生に関する規定を準用する。

(昭47規94・追加、昭50規57・旧第44条の16繰下・一部改正)

第10章 外国学生

(昭29年7月1日・追加、昭35年12月15日・旧第9章繰下)

第45条 外国人で、本大学院に入学、再入学、編入学又は転入学を志願するものがあるときは、外国学生として入学、再入学、編入学又は転入学を許可することがある。

- 2 外国学生として入学、再入学、編入学又は転入学を志願する者に対し、特別の事情があると研究科において認める場合には、特別の選考を行うことができる。

- 3 外国学生は、定員外とすることがある。

(昭29年7月1日・追加、昭30年1月1日・昭33年4月1日・昭44規26・昭48規42・平16規86・平24規85・平30規54・一部改正)

第46条 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日 文部大臣裁定。以下「実施要項」という。)に基づく国費外国人留学生に係る検定料、入学料及び授業料(実施要項[第4条第4号](#)に規定する推薦方法による推薦に基づき、実施要項[第3条](#)の規定により国費外国人留学生として選定された者に係る検定料及び入学料を除く。)は、それぞれ[第18条第1項](#)、[第19条第1項](#)及び[第39条第1項](#)の規定にかかわらず、徴収しない。

(昭48規42・追加、昭50規32・昭53規40・昭54規7・平16規86・平20規66・一部改正)

第46条の2 本大学院と外国の大学院等との共同の教育を目的とした大学間交流協定に基づく外国学生に係る検定料、入学料及び授業料は、それぞれ[第18条第1項](#)、[第19条第1項](#)及び[第39条第1項](#)の規定にかかわらず、徴収しない。

(平18規123・追加)

第11章 インターネット・スクール

(平16規284・追加)

第47条 本大学院に、インターネットを利用した遠隔教育を行うため、東北大学インターネット・スクールを置く。

- 2 東北大学インターネット・スクールについては、別に定める。

(平16規284・追加)

附 則

この通則は、昭和28年11月16日から施行し、昭和28年4月1日から適用する。

附 則(昭和29年4月27日改正)

この通則は、昭和29年4月27日から施行し、昭和29年4月1日から適用する。

附 則(昭和29年7月1日改正)

この通則は、昭和29年7月1日から施行する。

附 則(昭和30年1月1日改正)

この通則は、昭和30年1月1日から施行する。

附 則(昭和30年7月1日改正)

この通則は、昭和30年7月1日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。ただし、第41条第3項の規定は、昭和30年度第2期分の徴収猶予から適用する。

附 則(昭和31年4月1日改正)

- 1 この通則は、昭和31年4月1日から施行する。

- 2 昭和30年度以前に入学及び編入学した者の授業料については、この通則にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(昭和31年7月21日改正)

この通則は、昭和31年7月21日から施行する。

附 則(昭和32年3月26日改正)

この通則は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則(昭和33年4月1日改正)

この通則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則(昭和33年7月23日改正)

この通則は、昭和33年7月23日から施行し、昭和33年4月1日から適用する。

附 則(昭和35年12月15日改正)

この通則は、昭和35年10月1日から施行する。ただし、第34条第3項ただし書の改正規定は、昭和36年度の博士課程に進学する者から適用する。

附 則(昭和36年5月23日改正)

この通則は、昭和36年5月23日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則(昭和38年5月15日規第45号改正)

- 1 この通則は、昭和38年5月15日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。
- 2 この通則施行の際現に在学する大学院学生に係る授業料の額については、この通則にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この通則施行の際現に在学する大学院聴講生に係る授業料の額については、定められた在学期間(在学期間が延長された場合で、その延長の始期が昭和38年4月1日以後のものを除く。)が満了するまでの間は、この通則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和41年3月15日規第20号改正)

この通則は、昭和41年4月1日から施行する。ただし、改正後の入学検定料の額は、昭和42年度以後に入学、再入学、編入学又は転入学する者から適用する。

附 則(昭和44年3月18日規第26号改正)

この通則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年3月20日規第21号改正)

この通則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年4月18日規第39号改正)

- 1 この通則は、昭和47年4月18日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 昭和47年4月1日前から引き続き在学している大学院学生に係る授業料の額は、改正後の第39条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和47年4月1日以後において、再入学、編入学又は転入学をした者に係る授業料の額は、改正後の第39条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和47年度において入学した大学院学生から徴収する同年度に係る授業料の額は、改正後の第39条の規定にかかわらず、27,000円とし、第1学期にあつては9,000円を、第2学期にあつては18,000円を徴収する。
- 5 昭和47年4月1日前から引き続き在学している大学院聴講生に係る授業料の額は、定められた在学期間(在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が昭和47年4月1日以後のものを除く。)が満了するまでの間は、改正後の第44条の8の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 昭和47年度において入学した大学院聴講生(昭和47年4月1日前から引き続き在学している者であつて、定められた在学期間が延長された場合における当該延長期間の始期が昭和47年4月1日以後であるものを含む。)から徴収する同年度に係る1単位分の授業料の額は、改正後の第44条の8の規定にかかわらず、第1学期にあつては600円とし、第2学期にあつては1,200円とする。ただし、単位の修得に第1学期及び第2学期を通じての履修を必要とする授業科目に係る1単位分の授業料の額は、第1学期の1単位分の授業料の額の2分の1に相当する額及び第2学期の1単位分の授業料の額の2分の1に相当する額を合わせた額とする。
- 7 昭和47年度における入学を許可された者に係る入学料の額は、改正後の第19条第1項及び第44条の7の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 昭和47年度の入学、再入学、編入学又は転入学に係る入学検定料の額は、改正後の第18条及び第44条の6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和47年10月17日規第94号改正)

この通則は、昭和47年10月17日から施行し、この通則による改正後の第31条の2及び第31条の3中留学に関する部分の規定は、昭和47年4月1日から適用する。

附 則(昭和48年5月15日規第42号改正)

この通則は、昭和48年5月15日から施行し、この通則による改正後の第8条第1項の規定は、昭和48年4月12日から適用する。

附 則(昭和50年3月18日規第9号改正)

- 1 この通則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 昭和50年3月31日において、現に経済学研究科経営学専攻及び薬学研究科製薬化学専攻の修士課程以外の修士課程又は博士課程に在学する者で、同年4月1日以降も在学するものは、この通則施行後は、それぞれ前期2年の課程又は後期3年の課程の学生となるものとする。
- 3 前項の規定により前期2年の課程又は後期3年の課程の学生となった者の従前の規定による修士課程又は博士課程における在学期間は、前期2年の課程又は後期3年の課程における在学期間とみなし、授業科目、単位、学位論文の作成等に対する指導等の経過措置については、研究科の定めるところによる。

附 則(昭和50年4月1日規第32号改正)

この通則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年10月21日規第57号改正)

この通則は、昭和50年10月21日から施行する。

附 則(昭和51年4月20日規第36号改正)

- 1 この通則は、昭和51年4月20日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 昭和51年4月1日前から経済学研究科経営学専攻及び薬学研究科製薬化学専攻の修士課程に在学している者は、この通則適用後は、前期2年の課程の学生となるものとする。
- 3 前項の規定により前期2年の課程の学生となった者の修士課程における在学期間は、前期2年の課程における在学期間とみなし、修士課程において履修した授業科目、修得した単位及び受けた学位論文の作成等に対する指導は、前期2年の課程において履修した授業科目、修得した単位及び受けた学位論文の作成等に対する指導とみなす。

附 則(昭和52年3月15日規第17号改正)

この通則は、昭和52年3月15日から施行する。

附 則(昭和53年5月16日規第40号改正)

この通則は、昭和53年5月16日から施行する。

附 則(昭和54年1月16日規第7号改正)

- 1 この通則は、昭和54年1月16日から施行する。
- 2 この通則施行の際現に医学研究科及び歯学研究科の博士課程に在学する者の授業科目、単位、学位論文の作成等に対する指導等の経過措置については、研究科の定めるところによる。

附 則(昭和62年3月17日規第13号改正)

この通則は、昭和62年3月17日から施行する。

附 則(平成2年2月20日規第7号改正)

この通則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年2月19日規第8号改正)

この通則は、平成3年2月19日から施行する。

附 則(平成3年7月16日規第53号改正)

この通則は、平成3年7月16日から施行し、改正後の第36条及び第37条の規定は、平成3年7月10日から適用する。

附 則(平成3年9月17日規第59号改正)

この通則は、平成3年9月17日から施行する。

附 則(平成4年6月15日規第48号改正)

この通則は、平成4年6月15日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成5年4月1日規第64号改正)

この通則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年4月1日規第21号改正)

- 1 この通則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月31日において現に聴講生として在学する者で、平成6年4月1日以降において引き続き在学するものの取扱いについては、この通則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成6年9月20日規第79号改正)

この通則は、平成6年9月20日から施行する。

附 則(平成7年3月20日規第33号改正)

この通則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月19日規第31号改正)

この通則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年5月21日規第79号改正)

- 1 この通則は、平成8年5月21日から施行する。
- 2 改正後の第19条の2第1項の規定は、平成8年度に入学、再入学(第1学期又は第2学期の初めにおける再入学に限る。)、編入学又は転入学を許可された者から適用する。

附 則(平成9年1月21日規第5号改正)

この通則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年4月21日規第111号改正)

この通則は、平成10年4月21日から施行する。

附 則(平成11年10月19日規第86号改正)

この規程は、平成11年10月19日から施行する。

附 則(平成11年12月21日規第90号改正)

この通則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月21日規第29号改正)

1 この通則は、平成12年4月1日から施行する。

2 改正後の第34条第3項の規定は、平成13年4月1日以後に後期3年の課程に進学及び編入学する者並びに医学履修課程及び歯学履修課程に入学する者から適用する。

(東北大学大学院通則細則の一部改正)

3 東北大学大学院通則細則(昭和29年4月27日制定)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成13年2月20日規第8号改正)

この通則は、平成13年4月1日から施行し、改正後の第11条第4号、第12条第3号及び第15条第3号の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則(平成13年6月19日規第146号改正)

この通則は、平成13年6月19日から施行する。

附 則(平成13年10月16日規第158号改正)

この通則は、平成13年10月16日から施行する。

附 則(平成14年4月1日規第34号改正)

この通則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日規第8号改正)

この通則は、平成15年4月1日から施行し、改正後の第19条、第19条の2及び第27条第3号の規定は、平成15年度に入学、再入学(第1学期又は第2学期の初めにおける再入学に限る。)、編入学又は転入学を許可された者から適用する。

附 則(平成15年10月14日規第169号改正)

この通則は、平成15年10月14日から施行する。

附 則(平成16年4月1日規第86号改正)

1 この通則は、平成16年4月1日から施行する。

2 文学研究科の国文学日本思想史学専攻、日本語学専攻、英文学英語学専攻、ドイツ文学ドイツ語学専攻、フランス文学フランス語学専攻、哲学専攻、実践哲学専攻、社会学専攻、心理学専攻、美学・美術史学専攻、印度学仏教史学専攻、中国学専攻、国史学専攻、東洋史学専攻及び西洋史学専攻、医学系研究科の生理学系専攻、病理学系専攻及び社会医学系専攻、工学研究科の材料加工学専攻並びに農学研究科の水産学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 医学系研究科の内科学系専攻並びに農学研究科の畜産学専攻、農芸化学専攻及び食料化学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成10年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 医学系研究科の外科学系専攻及び病態科学系専攻並びに薬学研究科の薬学専攻、製薬化学専攻及び分子生命薬学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成11年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

5 教育学研究科の教育学専攻及び教育心理学専攻並びに歯学研究科の歯学基礎系専攻及び歯学臨床系専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

6 理学研究科の生物学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

7 工学研究科の地球工学専攻及び材料化学専攻並びに農学研究科の資源生物科学専攻、応用生命科学専攻、資源環境経済学専攻及び環境修復生物学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

8 法学研究科の総合法制専攻及び公共法政策専攻並びに工学研究科の機械知能工学専攻、機械電子工学専攻、生物工学専攻、金属工学専攻、材料物性学専攻及び材料加工プロセス学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

9 平成11年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成11年4月1日以降に在学者の属する年次に再入学、転入学及び編入学した者に係る授業料の額は、第39条第1項の規定にかかわらず、この通則

の施行の日の前日において国立学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和36年文部省令第9号)の定めるところにより適用されていた授業料の額とする。

附 則(平成16年10月19日規第284号改正)

この通則は、平成16年10月19日から施行し、改正後の第47条の規定は、平成16年10月1日から適用する。

附 則(平成17年4月1日規第31号改正)

- 1 この通則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 経済学研究科の経済学専攻、経営学専攻及び現代応用経済科学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成11年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、国立大学法人法等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令(平成16年文部科学省令第15号)による廃止前の国立学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和39年文部省令第11号)の定めるところにより適用されていた額とする。

附 則(平成17年9月26日規第170号改正)

この通則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日規第60号改正)

- 1 この通則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 法学研究科のトランスナショナル法政策専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成18年7月26日規第123号改正)

この通則は、平成18年7月26日から施行し、改正後の第44条の15第1項第2号及び第46条の2の規定は、同日以後に特別聴講学生又は特別研究学生として受入れを許可された者及び外国学生として入学又は転入学を許可された者から適用する。

附 則(平成18年12月22日規第178号改正)

この通則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日規第33号改正)

この通則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規第66号改正)

この通則は、平成20年4月1日から施行し、改正後の第11条第2号及び第9号、第12条第7号並びに第16条第1項第2号の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則(平成21年3月30日規第55号改正)

この通則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日規第32号改正)

- 1 この通則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 薬学研究科の創薬化学専攻、医療薬科学専攻及び生命薬学専攻の区分課程の博士課程は、改正後の第3条の2第1項及び第4項並びに別表第1薬学研究科の項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成21年度以前に薬学研究科の創薬化学専攻、医療薬科学専攻及び生命薬学専攻の前期課程に入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第36条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成22年12月7日規第97号改正)

この通則は、平成22年12月7日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規第40号改正)

この通則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月26日規第31号改正)

- 1 この通則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 薬学研究科の創薬化学専攻、医療薬科学専攻及び生命薬学専攻の後期課程は、改正後の第2条及び第3条の2第4項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 工学研究科の電気・通信工学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 平成23年度以前に薬学研究科の創薬化学専攻、医療薬科学専攻及び生命薬学専攻の後期課程に進学又は編入学した者の博士課程の修了要件及び学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第33条の2第1項及び第36条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年6月25日規第85号改正)

この通則は、平成24年6月25日から施行する。ただし、第45条第3項及び第4項を削る改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年3月26日規第23号改正)

この通則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月25日規第90号改正)

この通則は、平成25年6月25日から施行する。

附 則(平成26年3月25日規第34号改正)

この通則は、平成26年4月1日から施行し、改正後の第20条第2項の規定は、平成27年度の入学、再入学、転入学及び編入学に係る選抜から適用する。

附 則(平成27年4月10日規第65号改正)

- 1 この通則は、平成27年4月10日から施行し、改正後の第2条第1項、第16条の2第5項、第36条第2項及び別表第1の規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 国際文化研究科の国際地域文化論専攻、国際文化交流論専攻及び国際文化言語論専攻並びに環境科学研究科の環境科学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成28年3月30日規第55号改正)

- 1 この通則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科の機械システムデザイン工学専攻、ナノメカニクス専攻及びバイオリボティクス専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成28年11月22日規第80号改正)

この通則は、平成28年11月22日から施行する。

附 則(平成29年3月28日規第38号改正)

この通則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日規第54号改正)

- 1 この通則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 教育学研究科の教育設計評価専攻、生命科学研究科の分子生命科学専攻、生命機能科学専攻及び生態システム生命科学専攻、教育情報学教育部並びに教育情報学教育部の教育情報学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該教育部又は専攻に在学する者が当該教育部又は専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続するものとされた教育情報学教育部に関するこの通則による改正前の東北大学大学院通則(昭和28年11月26日制定)の規定は、教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。
- 4 平成29年度以前に教育学研究科及び教育情報学教育部に入学、進学又は編入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第36条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月28日規第60号改正)

- 1 この通則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 文学研究科の文化科学専攻、言語科学専攻、歴史科学専攻及び人間科学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(令和2年3月28日規第40号改正)

この通則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日規第18号改正)

この通則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月29日規第40号改正)

- 1 この通則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 農学研究科の資源生物科学専攻、応用生命科学専攻及び生物産業創成科学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(令和5年1月27日規第1号改正)

この通則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年1月30日規第15号改正)

この通則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第2条、第3条関係)

(平17規31・平18規60・平20規66・平21規55・平22規32・平23規40・平24規31・平26規34・平27規65・平28規55・平29規38・平30規54・平31規60・令2規40・令4規40・令6規15・一部改正)

研究科	専攻	収容定員		入学定員		課程
		前期課程等	後期課程	前期課程等	後期課程	

文学研究科	日本学専攻	人 58	人 42	人 29	人 14	博士課程
	広域文化学専攻	58	36	29	12	博士課程
	総合人間学専攻	62	36	31	12	博士課程
教育学研究科	総合教育科学専攻	90	45	45	15	博士課程
法学研究科	総合法制専攻	150		50		専門職学位課程
	公共法政策専攻	60		30		専門職学位課程
	法政理論研究専攻	20	36	10	12	博士課程
経済学研究科	経済経営学専攻	120	42	60	14	博士課程
	会計専門職専攻	80		40		専門職学位課程
理学研究科	数学専攻	76	54	38	18	博士課程
	物理学専攻	182	138	91	46	博士課程
	天文学専攻	18	12	9	4	博士課程
	地球物理学専攻	52	39	26	13	博士課程
	化学専攻	132	99	66	33	博士課程
	地学専攻	64	48	32	16	博士課程
医学系研究科	医科学専攻	60	—	30	—	修士課程
		520		130		博士課程
	障害科学専攻	40	27	20	9	博士課程
	保健学専攻	64	36	32	12	博士課程
	公衆衛生学専攻	20	—	10	—	修士課程
歯学研究科	歯科学専攻	16	—	8	—	修士課程
		168		42		博士課程
薬学研究科	分子薬科学専攻	44	24	22	8	博士課程
	生命薬科学専攻	64	— 30	32	— 10	博士課程
	医療薬学専攻	16		4		博士課程
工学研究科	機械機能創成専攻	84	30	42	10	博士課程
	ファインメカニクス専攻	90	33	45	11	博士課程
	ロボティクス専攻	84	33	42	11	博士課程
	航空宇宙工学専攻	108	33	54	11	博士課程
	量子エネルギー工学専攻	76	33	38	11	博士課程
	電気エネルギーシステム専攻	64	24	32	8	博士課程
	通信工学専攻	86	24	43	8	博士課程
	電子工学専攻	102	45	51	15	博士課程
	応用物理学専攻	64	33	32	11	博士課程

	応用化学専攻	52	24	26	8	博士課程
	化学工学専攻	68	21	34	7	博士課程
	バイオ工学専攻	38	15	19	5	博士課程
	金属フロンティア工学専攻	52	21	26	7	博士課程
	知能デバイス材料科学専攻	74	30	37	10	博士課程
	材料システム工学専攻	60	24	30	8	博士課程
	土木工学専攻	98	36	49	12	博士課程
	都市・建築学専攻	90	24	45	8	博士課程
	技術社会システム専攻	42	39	21	13	博士課程
農学研究科	生物生産科学専攻	162	69	81	23	博士課程
	農芸化学専攻	88	42	44	14	博士課程
国際文化研究科	国際文化研究専攻	70	48	35	16	博士課程
情報科学研究科	情報基礎科学専攻	80	33	40	11	博士課程
	システム情報科学専攻	106	33	53	11	博士課程
	人間社会情報科学専攻	60	30	30	10	博士課程
	応用情報科学専攻	94	30	47	10	博士課程
生命科学研究科	脳生命統御科学専攻	72	30	36	10	博士課程
	生態発生適応科学専攻	70	30	35	10	博士課程
	分子化学生物学専攻	70	30	35	10	博士課程
環境科学研究科	先進社会環境学専攻	80	39	40	13	博士課程
	先端環境創成学専攻	120	60	60	20	博士課程
医工学研究科	医工学専攻	78	36	39	12	博士課程

別表第2(第18条、第19条、第39条、第44条の6、第44条の7、第44条の8、第44条の16関係)
(平17規31・一部改正)

区分		検定料	入学料	授業料
大学院学生	法科大学院の課程	円 30,000	円 282,000	円 804,000
	経済学研究科会計専門職専攻の専門職学位課程	30,000	282,000	589,300
	その他の課程	30,000	282,000	535,800
科目等履修生		9,800	28,200	14,800
特別聴講学生		—	—	14,800
特別研究学生		—	—	29,700

備考

- 1 [第20条第2項](#)に定める選抜に係る検定料の額は、第1段階目の選抜にあつては7,000円、第2段階目の選抜にあつては23,000円とする。
- 2 大学院学生の授業料は、年額である。
- 3 科目等履修生及び特別聴講学生の授業料は、1単位に相当する授業についての額である。
- 4 特別研究学生の授業料は、月額である。

東北大学大学院医学系研究科における修士の学位授与審査取扱内規

制定 平成16年4月 1日

改正 平成22年3月19日

平成27年2月12日

平成28年2月10日

平成31年1月 9日

令和 4年1月12日

令和6年12月19日

(趣旨)

第1条 東北大学大学院医学系研究科（以下「本研究科」という。）における修士の学位授与審査に係る取扱いについては、「東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定）」、「東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）」及び「東北大学大学院医学系研究科規程（昭和30年7月1日制定）（以下「本研究科規程」という。）」に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(修士論文等の審査申請資格)

第2条 本研究科規程の定めるところによる。

(審査の申請方法)

第3条 6月上旬又は1月上旬の所定の期日までに次の書類等を研究科長に提出するものとする。

- (1) 修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という） 1部
- (2) 論文目録又は課題レポート等目録（所定様式） 1部
- (3) 修士学位論文等提出に関する誓約書（所定様式） 1部

(審査委員の委嘱)

第4条 本研究科の医学系研究科委員会（以下、「本研究科委員会」という。）は、本研究科の専任の教授及び本研究科の協力講座に属する専任の教授である研究科担当教員のうちから審査委員として主査、副査を選出し、修士論文等の審査及び最終試験を委嘱するものとする。

2 前項に定めるもののほか、本研究科委員会は、次に掲げる者のうちから審査委員として主査、副査を選出し、修士論文等の審査及び最終試験を委嘱することができる。

- 一 協力教員（研究科等の協力関係弾力化に関する申合せ（平成12年2月15日評議会決定）に定める協力教員をいう。）である教授
- 二 連携講座の客員教授

3 第1項の審査委員のうち、主査は指導教員である教授（以下「指導教授」という。）をもって充て、副査は指導教授が指名する者とする。

(評価基準)

第5条 論文審査及び最終試験を行い、以下の評価項目により総合的に評価する。

- (1) 満たすべき水準

広い視野と生命科学・医学・医療・保健に関する専門的知識に基づいて、研究者の視点で関係する専門領域の問題を解決し、当該分野において独創的な研究を遂行する能力、又は医療系高度職業人として職務を遂行する能力を有することを証示するに足るものであること。

- (2) 評価項目

- ① 論文の主題、又は特定の課題を究明することに学問的な必要性が認められる。
- ② 研究対象又は課題対象である主題に即した研究方法又は解決方法が選択・明示されている。
- ③ 生命科学・医学・医療・保健における知識・技能及びそれに関連した学際的知識を修得しており、

自立して独創的な研究を遂行する能力又は高度な医療を実践する能力を有していることが示されている。

④ 論文又は課題レポートにおいては、関連する文献・資料を的確に収集・処理・引証し、その出典が明確に示されている。

⑤ 論旨が明快で一貫しているとともに、適切な表現・表記法によって論述されている。

(最終試験)

第6条 最終試験は修士論文等の審査が終わった後に修士論文等を中心として、その概要を口述させ、これに関連のある科目について、口頭試問により行う。

(申請及び議決の時期)

第7条 修士論文等の申請の時期及び学位授与を議決する時期は、次のとおりとする。

(1) 6月上旬までに申請のあったものについては、原則として9月の本研究科委員会で議決する。

(2) 1月上旬までに申請のあったものについては、原則として2月の本研究科委員会で議決する。

(修業年限短縮)

第8条 指導教授が優れた研究業績を上げたものと認めた者について、研究科規程第18条ただし書きに規定する修業年限短縮を適用する場合、指導教授は、当該年度の所定の期日までに、次の書類等を研究科長に提出するものとする。

(1) 修業年限短縮申請書(所定様式)

(2) その他必要と認める書類

2 第1項第2号は、次に掲げる者に限り、研究の成果のまとめをもってこれに代えることができる。

(1) 医科学専攻修士課程研究医コース(MD-MC-PhDコース)の者

(2) 「課題研究」を修了要件とする者

3 本研究科委員会は第1項の申請に基づき、次の二号の要件が満たされていることを確認した場合、学生に対し、修士論文等を提出するよう指導教授を経て通知するものとする。

(1) 優れた研究業績を上げた者と認められること。

(2) 修士論文等の骨子となる基礎論文が査読性のある学会誌等に筆頭者として掲載された論文、あるいは掲載が決定された論文であること。ただし、第2項に該当する者はその限りではない。

なお、修業年限短縮の申請者以外の者が、当該基礎論文を、この内規に定める修士の修業年限短縮申請における基礎論文及び博士の学位授与申請における博士論文等の骨子となる基礎論文として申請することはできない。

4 前項で修士論文等の提出を認められた者は、1月上旬または6月上旬までに修士論文等を本研究科長あてに提出するものとする。

5 最終試験は、通常の場合と同様に行うものとする。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、修士論文等の取扱い等に関し必要な事項は別に定める。

附則

この内規は平成16年4月1日から施行する。

附則

この内規は平成22年4月1日から施行する。

附則

この内規は平成27年2月12日から施行する。

附則

この内規は平成28年2月10日から施行する。

附則

この内規は平成31年1月9日から施行する。

附則

この内規は令和4年1月12日から施行する。

附則

この内規は令和6年12月19日から施行する。

○ 東北大学大学院医学系研究科における博士の学位授与審査取扱内規

制定 平成 12 年 7 月 12 日
 改正 平成 18 年 12 月 13 日
 平成 22 年 3 月 19 日
 平成 23 年 5 月 18 日
 平成 25 年 3 月 6 日
 平成 25 年 9 月 11 日
 平成 31 年 1 月 9 日
 令和 2 年 1 月 15 日
 令和 4 年 1 月 12 日

(趣旨)

第 1 条 東北大学大学院医学系研究科（以下「本研究科」という。）における博士の学位授与審査に係る取扱いについては、新制大学院における論文提出による医学博士の学位の取扱について（昭和 33 年文大大第 339 号文部省大学学術局長通知）、東北大学大学院通則（昭和 28 年 11 月 16 日制定）、東北大学学位規程（昭和 30 年 1 月 1 日制定）及び東北大学大学院医学系研究科規程（昭和 30 年 7 月 1 日制定。以下「本研究科規程」という。）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(博士論文の審査申請資格)

第 2 条 本研究科の課程による者の博士論文の審査申請資格は、本研究科規程に定めるところによる。

2 本研究科の課程を経ない者の博士論文の審査申請資格は、本研究科の研究科委員会（以下「本研究科委員会」という。）が実施する学力確認のための外国語試験に合格し、かつ、別に定める医学研究歴又は研究歴を有する者とする。

(審査の申請方法)

第 3 条 博士論文の審査の申請方法は別に定める。

(審査委員の委嘱)

第 4 条 本研究科委員会は、本研究科の専任の教授、本研究科の協力講座に属する専任の教授及び本研究科を組織する東北大学病院等に属する専任の教授である研究科担当教員のうちから審査委員として主査、副査第一及び副査第二を選出し、博士論文の審査及び最終試験又は学力の確認を委嘱するものとする。

2 前項に定めるもののほか、審査委員として委嘱できる教員については、本研究科委員会が別に定める。

3 本研究科の課程による者に係る博士論文の審査及び最終試験又は学力の確認に関し審査委員を委嘱する場合は、主査は指導教授又は副指導教授をもって、副査第一及び副査第二は博士論文と関連のある専攻分野の系教員会の系代表が指名する者をもって充てるものとする。

4 本研究科の課程を経ない者に係る博士論文の審査及び学力の確認に関し審査委員を委嘱する場合は、主査は紹介教授（課程を経ない者に係る博士論文の作成について指導を

行う教授をいう。以下同じ。)をもって、副査第一及び副査第二は博士論文と関連のある専攻分野の系教員会の系代表が指名する者をもって充てるものとする。

- 5 前項に定めるもののほか、指導教授又は紹介教授以外に、論文作成にあたって主に指導を行った第1項及び第2項に掲げる教員を、副主査として加えることができるものとする。この場合において、副主査は、指導教授又は紹介教授が指名するものとする。

(審査委員の職務分担)

第5条 審査委員のうち、主査及び副主査は博士論文の審査を、副査第一及び副査第二は博士論文の審査及び最終試験又は学力確認の試問を担当するものとする。

(博士論文の審査)

第6条 博士論文の審査にあたっては、第一次審査及び最終審査を行うものとする。

- 2 第一次審査、最終審査の方法等については別に定める。

(評価基準)

第7条 最終試験及び最終審査を同時に行い、以下の評価項目により総合的に評価する。

- (1) 満たすべき水準

豊かな学識・教養と生命科学・医学・医療・保健に関する専門的知識を有し、複数領域を結びつけ俯瞰する能力を有し、専門分野において自立して独創的な研究を遂行し指導する能力を有することを証示するに足るものであること。

- (2) 評価項目

- ① 論文の主題を究明することの社会的ニーズ・学問的な必要性が的確に論述されている。
- ② 研究対象である主題に妥当な研究方法が選択・明示されている。
- ③ 生命科学・医学・医療・保健の発展に資する新たな学問を推進し、当該分野のリーダーとして生命科学・医学・医療・保健の発展に貢献することができる卓越した能力を有していることが示されている。
- ④ 論文においては、関連する文献・資料を的確に収集・処理・引証し、その出典が明確に示されている。
- ⑤ 明快な論文構成で、かつ論旨が明快で一貫しているとともに、適切な表現・表記法によって論述されている。

(最終試験)

第8条 最終試験は、博士論文を中心として、その概要を口述させ、これに関連のある科目について、口頭試問により行う。

(学力の確認)

第9条 本研究科の課程を経ない者に対する学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野及び外国語の試験により実施する。

- 2 前項の専攻分野の試験は、最終審査と同時に行う。

(外国語の試験)

第10条 前条の外国語の試験は、原則として、年2回実施する。

- 2 外国語の試験の合格者は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が認定する。

- 3 前二項に定めるもののほか、外国語の試験の実施方法等については、別に定める。

(議決の時期)

第 11 条 学位授与を議決する時期は、 9 月及び 3 月の研究科委員会とする。

(修業年限短縮)

第 12 条 指導教員である教授（以下「指導教授」という。）が優れた研究業績を上げた者と認めた者について、本研究科規程第 18 条の 2 及び第 18 条の 3 ただし書きに規定する修業年限短縮を適用する場合、申請者は次の書類等を医学系研究科長に提出するものとする。

- (1) 博士課程修業年限短縮申請書
- (2) 博士課程修業年限短縮に係る推薦書
- (3) 研究内容紹介
- (4) 研究業績一覧
- (5) 発表論文

2 本研究科委員会は前項の申請に基づき審査を行い、優れた研究業績を上げた者であると認めた場合には、修業年限短縮の適用による博士論文の審査申請資格を認めることとする。

3 最終試験は、通常の場合と同様に行うものとする。

(雑則)

第 13 条 この内規に定めるもののほか、博士論文の取扱い等に関し必要な事須は別に定める。

附則

- 1 この内規は、平成 12 年 7 月 12 日から施行する。
- 2 この内規の施行以前に申請された博士論文に係る博士の学位授与の取扱いについては、この内規にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この内規は、平成 18 年 12 月 13 日から施行する。

附則

この内規は、平成 22 年 3 月 19 日から施行する。

附則

この内規は、平成 23 年 5 月 18 日から施行する。

附則

この内規は、平成 25 年 3 月 6 日から施行する。

附則

この内規は、平成 25 年 9 月 11 日から施行する。

附則

この内規は、平成 31 年 1 月 9 日から施行する。

附則

この内規は、令和 2 年 1 月 15 日から施行する。

附則

この内規は、令和 4 年 1 月 12 日から施行する。

○東北大学学位規程

昭和30年1月1日
制定

東北大学学位規程

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項の規定に基づき、東北大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、[東北大学学部通則](#)(昭和27年12月18日制定)及び[東北大学大学院通則](#)(昭和28年11月16日制定)に定めるもののほか、[この規程](#)の定めるところによる。

(昭37規86・昭50規11・昭51規40・平3規55・一部改正)

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学部 学士(文学)
教育学部 学士(教育学)
法学部 学士(法学)
経済学部 学士(経済学)
理学部 学士(理学)
医学部 学士(医学、看護学又は保健学)
歯学部 学士(歯学)
薬学部 学士(創薬科学、薬学)
工学部 学士(工学)
農学部 学士(農学)

3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 修士(文学)
教育学研究科 修士(教育学又は教育情報学)
法学研究科 修士(法学)
経済学研究科 修士(経済学又は経営学)
理学研究科 修士(理学)
医学系研究科 修士(医科学、障害科学、看護学、保健学又は公衆衛生学)
歯学研究科 修士(口腔科学)
薬学研究科 修士(薬科学)
工学研究科 修士(工学)
農学研究科 修士(農学)
国際文化研究科 修士(国際文化)
情報科学研究科 修士(情報科学)
生命科学研究科 修士(生命科学)
環境科学研究科 修士(環境科学)
医工学研究科 修士(医工学)

4 [第4条第1項](#)の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 博士(文学)
教育学研究科 博士(教育学又は教育情報学)
法学研究科 博士(法学)
経済学研究科 博士(経済学又は経営学)
理学研究科 博士(理学)
医学系研究科 博士(医学、障害科学、看護学又は保健学)
歯学研究科 博士(歯学)
薬学研究科 博士(薬科学又は薬学)
工学研究科 博士(工学)
農学研究科 博士(農学)
国際文化研究科 博士(国際文化)
情報科学研究科 博士(情報科学)
生命科学研究科 博士(生命科学)
環境科学研究科 博士(環境科学)
医工学研究科 博士(医工学)

- 5 [前二項](#)に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士(学術)又は博士(学術)と付記することがある。
- 6 [第4条第2項](#)の規定により博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称については、[前二項](#)の規定を準用する。
- 7 [第4条の2](#)の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。
法学研究科 公共法政策修士(専門職)又は法務博士(専門職)
経済学研究科 会計修士(専門職)
(昭31年7月21日・昭36年5月23日・昭47規40・昭50規11・平3規55・平5規66・平6規23・平6規80・平8規32・平13規9・平14規37・平15規9・平15規149・平16規87・平17規32・平18規58・平20規64・平22規33・平24規32・平27規38・平30規56・一部改正)
(学士の学位授与の要件)
- 第2条の2 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。
- 2 [前項](#)に規定するもののほか、学士の学位授与については、別に定める。
(平3規55・追加)
(修士の学位授与の要件)
- 第3条 修士の学位は、本学大学院修士課程又は博士課程の前期2年の課程(以下「修士課程等」という。)を修了した者に授与する。
(昭50規11・全改、昭51規40・平3規55・平15規9・一部改正)
(博士の学位授与の要件)
- 第4条 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。
- 2 [前項](#)に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、これを授与することができる。
(昭30年7月1日・昭37規86・昭47規40・一部改正、昭50規11・全改、平17規32・一部改正)
(専門職学位の学位授与の要件)
- 第4条の2 専門職学位は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。
(平16規87・追加、平17規32・一部改正)
(大学院の課程による者の学位論文の提出)
- 第5条 本学大学院の課程(専門職学位課程を除く。)による者の学位論文(修士課程等において、特定の課題についての研究の成果の審査を受けようとする者については、当該研究の成果。以下同じ。)は、研究科長に提出するものとする。
- 2 研究科長は、[前項](#)の学位論文を受理したときは、学位を授与できる者か否かについて、教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)の審査に付さなければならない。
(昭50規11・平3規55・平5規66・平12規43・平14規37・平15規9・平16規87・平30規56・一部改正)
(大学院の課程を経ない者の学位授与の申請)
- 第6条 [第4条第2項](#)の規定により学位の授与を申請する者(以下「学位申請者」という。)は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び学位論文審査手数料を添え、博士論文の内容に係る専攻分野の名称を付記して、その申請に応じた研究科長を経て総長に提出しなければならない。
- 2 学位論文審査手数料の額は、1件につき150,000円とする。ただし、学位申請者のうち本学の学部若しくは大学院に在籍していた者(科目等履修生、特別聴講学生、学部入学前教育受講生、特別研究学生又は研究生として在籍していた者を除く。)又は本学の職員([国立大学法人東北大学職員就業規則](#)(平成16年規則第46号)第2条第1項に規定する職員及び[国立大学法人東北大学特定有期雇用職員就業規則](#)([平成21年規第26号](#))第2条に規定する特定有期雇用職員(外国人研究員([同規則第6条第2項](#)に定める者をいう。))を除く。)をいう。以下同じ。)若しくは職員であった者に係る学位論文審査手数料の額は、1件につき75,000円とする。
- 3 研究科長は、[第1項](#)の申請を受理したときは、学位申請書を総長に進達するとともに、学位を授与できる者か否かについて、教授会等の審査に付さなければならない。
(昭31年4月1日・昭35年9月20日・昭42規20・昭50規11・昭51規40・昭59規16・昭62規29・昭62規61・平3規55・平5規66・平8規32・平12規43・平14規37・平16規87・平17規32・平21規76・平29規39・平30規56・一部改正)
(学位論文)
- 第7条 [第5条第1項](#)及び[前条第1項](#)に規定する学位論文(以下「学位論文」という。)は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 2 審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳本、模型又は標本等の材料を提出させることができる。
(平3規55・一部改正)
(学位論文及び学位論文審査手数料の返付)

第8条 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、いかなる理由があっても返付しない。

(昭51規40・昭59規16・一部改正)

(審査委員)

第9条 教授会等は、[第5条第2項](#)又は[第6条第3項](#)の規定により学位を授与できる者か否かについて審査に付されたときは、当該研究科の専任の教授若しくは当該研究科に置かれる協力講座若しくは[東北大学大学院組織運営規程第2条第1項](#)の規定に基づき当該研究科を組織する附置研究所等の研究部門等に属する専任の教授である研究科担当教員のうちから2人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を委嘱しなければならない。

2 教授会等は、必要と認めたときは、[前項](#)の規定にかかわらず、[前項](#)の審査委員以外の本学大学院の研究科担当教員等を、学位論文の審査、最終試験又は学力の確認の審査委員に委嘱することができる。

3 教授会等は、必要と認めたときは、[第1項](#)の規定にかかわらず、他の大学院又は研究所等の教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。

(昭30年7月1日・昭46規22・昭50規11・昭62規61・平5規66・平12規43・平14規37・平16規87・平20規64・平30規56・一部改正)

(審査期間)

第10条 博士論文の審査、博士の学位の授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位の授与の申請を受理した後1年以内に、学位を授与できる者か否かを決定できるよう終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、教授会等の議を経て、その期間を延長することができる。

(昭37規86・昭50規11・昭59規16・平5規66・平12規43・一部改正)

(面接試験)

第10条の2 [第4条第2項](#)の規定により学位の授与を申請した者についての博士論文の審査に当たっては、面接試験を行うものとする。ただし、教授会等が、特別の理由があると認めた場合は、面接試験を行わないことができる。

(昭37規86・追加、昭50規11・昭59規16・平5規66・平12規43・一部改正)

(最終試験)

第11条 最終試験は、学位論文の審査が終わった後に学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(昭37規86・昭50規11・一部改正)

(学力確認の方法)

第12条 学力の確認は、博士論文に関連ある専攻分野の科目及び外国語について行うものとする。

2 学力の確認は、[前項](#)の規定にかかわらず、教授会等が特別の理由があると認めた場合は、博士論文に関連ある専攻分野の科目についてのみ行い、又は別に定めるところにより行うことができる。

(昭37規86・全改、昭50規11・昭59規16・平5規66・平12規43・一部改正)

(審査の省略)

第12条の2 審査委員は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験及び学力確認を行わないものとする。

(昭37規86・追加、昭59規16・一部改正)

(審査委員の報告)

第13条 審査委員は、審査が終了したときは、直ちにその結果を教授会等に報告しなければならない。

(昭59規16・平5規66・平12規43・一部改正)

(学位授与の議決)

第14条 学位の授与は、教授会等の出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(昭30年7月1日・全改、昭46規22・昭59規16・平5規66・平12規43・平16規87・一部改正)

(研究科長の報告)

第15条 教授会等において、学位を授与できる者と議決したときは、研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨等を総長に報告しなければならない。

2 教授会等において、[第4条第2項](#)の規定により学位の授与を申請した者に対して、学位を授与できないと議決したときは、研究科長は、博士論文の審査及び学力の確認の結果の要旨を総長に報告しなければならない。ただし、[第12条の2](#)の規定により学力の確認を行わないときは、その確認の結果の要旨は、報告することを要しない。

(昭37規86・昭50規11・平5規66・平8規32・平12規43・平14規37・平30規56・一部改正)

(学位の授与)

第16条 総長は、[前条第1項](#)の規定による報告に基づいて、学位を授与できる者と認めたときは、学位を授与するものとする。

2 総長は、[前条第2項](#)の規定による報告に基づいて、学位を授与できない者と認めたときは、その旨を本人に通知するものとする。

(昭30年7月1日・全改、昭37規86・平8規32・平27規38・一部改正)

(論文要旨等の公表)

第17条 総長は、[前条第1項](#)の規定により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットを通じて公表するものとする。

(平25規91・追加)

(学位論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う[前二項](#)の規定による公表は、別に定めるところによりインターネットを通じて行うものとする。

4 [第1項](#)の規定により公表する場合は当該博士論文に「東北大学審査学位論文(博士)」と、[第2項](#)の規定により公表する場合は当該博士論文の要旨に「東北大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

(昭50規11・昭59規16・平3規55・平14規37・一部改正、平25規91・旧第17条繰下・一部改正、平30規56・一部改正)

(学位授与の取消)

第19条 学位を授与された者が、[次の各号](#)の一に該当するときは、総長は、当該教授会等及び学務審議会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

一 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

二 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 教授会等において[前項](#)の議決を行う場合は、[第14条](#)の規定を準用する。

(昭37規86・昭59規16・平5規66・平8規32・平12規43・平13規9・一部改正、平25規91・旧第18条繰下、平27規38・一部改正)

(学位記及び学位授与申請関係書類)

第20条 学位記及び学位授与申請関係書類の様式は、[別記様式第1号](#)から[別記様式第8号](#)のとおりとする。

(平3規55・平17規32・一部改正、平25規91・旧第19条繰下)

附 則

1 [この規程](#)は、昭和30年1月1日から施行する。ただし、[第4条第2項](#)の規定により学位の授与を申請した者に対する博士の学位の授与は、[東北大学学位規程](#)(大正10年4月4日制定)第1条に規定する学位と同種の学位以外の学位については、本学大学院博士課程を経た者に対する博士の学位が授与された後において行なうものとする。

2 [東北大学学位規程](#)(大正10年4月4日制定)は、[この規程](#)の施行にかかわらず、昭和37年3月31日(医学博士については、昭和35年3月31日)までは、なお、効力を有する。

附 則(昭和30年7月1日改正)

この規程は、昭和30年7月1日から施行する。

附 則(昭和31年4月1日改正)

この規程は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則(昭和31年7月21日改正)

この規程は、昭和31年7月21日から施行する。

附 則(昭和34年11月24日改正)

この規程は、昭和34年11月24日から施行し、昭和34年8月1日から適用する。

附 則(昭和35年9月22日改正)

この規程は、昭和35年9月22日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則(昭和36年5月23日改正)

この規程は、昭和36年5月23日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則(昭和37年10月16日規第86号改正)

1 この規程は、昭和37年10月16日から施行する。

2 この規程施行の際、現に第4条第2項の規定による学位の授与を審査中のものについては、この規程にかかわらず、改正前の東北大学学位規程によることができる。

附 則(昭和42年4月18日規第20号改正)

この規程は、昭和42年4月18日から施行し、昭和42年4月1日以後に受理する学位の授与の申請から適用する。

附 則(昭和46年3月20日規第22号改正)

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年4月18日規第40号改正)

この規程は、昭和47年4月18日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則(昭和50年3月18日規第11号改正)

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年4月20日規第40号改正)

この規程は、昭和51年4月20日から施行し、この規程による改正後の第6条第1項の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則(昭和54年1月16日規第8号改正)

この規程は、昭和54年1月16日から施行する。

附 則(昭和59年4月17日規第16号改正)

この規程は、昭和59年4月17日から施行し、この規程による改正後の第6条第1項の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和62年4月21日規第29号改正)

この規程は、昭和62年4月21日から施行し、この規程による改正後の第6条第1項の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則(昭和62年9月14日規第61号改正)

この規程は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則(平成元年2月21日規第10号改正)

この規程は、平成元年2月21日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則(平成3年7月16日規第55号改正)

この規程は、平成3年7月16日から施行し、改正後の東北大学学位規程の規定は、平成3年7月10日から適用する。

附 則(平成4年6月15日規第49号改正)

この規程は、平成4年6月15日から施行する。

附 則(平成5年4月1日規第66号改正)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年4月1日規第23号改正)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年9月20日規第80号改正)

この規程は、平成6年9月20日から施行する。

附 則(平成7年3月20日規第34号改正)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月19日規第32号改正)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月21日規第43号改正)

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(学力確認の方法の特例に関する規程の一部改正)

2 学力確認の方法の特例に関する規程(昭和37年規第87号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成13年2月20日規第9号改正)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月1日規第37号改正)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日規第9号改正)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年10月1日規第149号改正)

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日規第87号改正)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規第32号改正)

この規程は、平成17年4月1日から施行し、改正後の別記様式第1号から別記様式第5号までの規定は、平成16年10月14日から適用する。

附 則(平成18年4月1日規第58号改正)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規第64号改正)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月14日規第76号改正)

この規程は、平成21年4月14日から施行し、改正後の第6条第2項のただし書の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年3月30日規第33号改正)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に薬学研究科の博士課程の前期2年の課程に入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月26日規第32号改正)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に薬学研究科の博士課程の後期3年の課程に進学又は編入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第2条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月26日規第24号改正)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月25日規第91号改正)

- 1 この規程は、平成25年6月25日から施行する。
- 2 改正後の第17条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第18条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月23日規第38号改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日規第39号改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日規第56号改正)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に教育学研究科及び教育情報学教育部に入学、進学又は編入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第2条第3項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程による改正前の第5条、第6条第1項及び第3項、第15条並びに第18条第2項の規定は、東北大学大学院通則の一部を改正する通則(平成30年規第54号)附則第2項の規定により教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。

別記様式第1号(第2条の2の規定により授与する学位記の様式)

(平3規55・追加、平6規23・平15規9・一部改正、平17規32・全改、平30規56・一部改正)

別記様式第1号(第2条の2の規定により授与する学位記の様式)

		○第	号
Tohoku University	学 位 記		
hereby confers upon			
[氏名]	氏 名	年月日生	
the Degree of	本学○○学部○○学科所定の課程を修		
[学位名]	め卒業したので学士(○○)の学位を授与		
having completed the prescribed	する		
program of the Department of			
[学科名]			
Faculty(School) of	年	月	日
[学部名]			
on [月] [日], [年]			
	東北大学総長		
	総長署名	印	
[総長署名]			
[総長名]			
President,			
Tohoku University			

[別記様式第2号\(第3条の規定により授与する学位記の様式\)](#)

(平3規55・追加、平14規37・平15規9・一部改正、平17規32・全改、平30規56・一部改正)

別記様式第2号(第3条の規定により授与する学位記の様式)

Tohoku University	○修第 号
hereby confers upon	学 位 記
[氏名]	
the Degree of	氏 名
[学位名]	年月日生
having completed the Master's	本学大学院○○研究科○○専攻の修士
Program in the discipline of	課程(博士課程の前期2年の課程)を修了し
[専攻名]	たので修士(○○)の学位を授与する
in the Graduate School	
of [研究科名]	年 月 日
on [月][日], [年]	
	東北大学総長
[総長署名]	総長署名 印
[総長名]	
President,	
Tohoku University	

別記様式第3号(第4条第1項の規定により授与する学位記の様式)

(平3規55・追加、平14規37・平15規9・一部改正、平17規32・全改、平30規56・一部改正)

別記様式第3号(第4条第1項の規定により授与する学位記の様式)

Tohoku University	○博第 号
hereby confers upon	学 位 記
[氏名]	
the Degree of	氏 名
[学位名]	年月日生
having passed the prescribed final examination in the discipline of	
[専攻名]	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において博士論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する
and completed a doctoral dissertation in the Graduate School of [研究科名]	
on [月] [日], [年]	年 月 日
[総長署名]	東北大学総長
[総長名]	総長署名 印
President,	
Tohoku University	

別記様式第3—2号(第4条第1項の規定により授与する学位記の様式で東北大学大学院通則第2条の2に規定する学位プログラムを修了した者へ授与するもの)

(平25規24・追加、平29規39・平30規56・一部改正)

別記様式第3—2号(第4条第1項の規定により授与する学位記の様式で東北大学大学院通則
第2条の2に規定する学位プログラムを修了した者へ授与するもの)

Tohoku University	○博第 号
hereby confers upon	学 位 記
[氏名]	氏 名
the Degree of	年月日生
[学位名]	
having passed the prescribed final examination in the discipline of	△△△△を修了し、本学大学院○○研 究科○○専攻の博士課程において博士論 文の審査及び最終試験に合格したので博 士(○○)の学位を授与する
[専攻名]	
and completed a doctoral dissertation in the Graduate School of [研究科名]	
and also passed the final examination	年 月 日
of the [△△△△△]	
on [月] [日], [年]	
	東北大学総長 総長署名 印
[総長署名]	
[総長名]	
President,	
Tohoku University	

※△△△△△は、学位プログラムの名称

[別記様式第4号\(第4条第2項の規定により授与する学位記の様式\)](#)

(平3規55・追加、平15規9・一部改正、平17規32・全改、平30規56・一部改正)

別記様式第4号(第4条第2項の規定により授与する学位記の様式)

Tohoku University	○第 号
hereby confers upon	学 位 記
[氏名]	
the Degree of	氏 名
[学位名]	年月日生
has submitted a doctoral dissertation and successfully fulfilled all the requirements on [月] [日], [年]	本学に博士論文を提出し所定の審査に合格したので博士(○○)の学位を授与する 年 月 日
[総長署名] [総長名] President, Tohoku University	東北大学総長 総長署名 印

別記様式第5号(第4条の2の規定により授与する学位記の様式)

(平16規87・追加、平17規32・全改、平30規56・一部改正)

別記様式第5号(第4条の2の規定により授与する学位記の様式)

Tohoku University	○専第 号
hereby confers upon	学 位 記
[氏名]	氏 名
the Degree of	年月日生
[学位名]	
having completed the Professional	本学大学院○○研究科○○専攻の専門
Degree Program in the discipline of	職学位課程を修了したので○○(専門職)
[専攻名]	の学位を授与する
in the Graduate School of [研究科名]	
on [月] [日], [年]	年 月 日
[総長署名]	東北大学総長
[総長名]	総長署名 印
President,	
Tohoku University	

備考 法学研究科総合法制専攻にあつては、様式中「専門職学位課程」とあるのは「法科大学院の課程」とする。

別記様式第6号

(平3規55・追加、平8規32・一部改正、平16規87・旧別記様式第5号繰下、平25規91・一部改正)

別記様式第6号

(第6条第1項の規定による学位申請書の様式)

		年	月	日			
東北大学総長							
〇〇〇〇	殿						
		現住所					
		氏 名	〇	〇	〇	〇	印
博士の学位授与について(申請)							
貴学学位規程第6条第1項の規定に基づき、博士論文、関係書類及び学位論文審査手数料 円を添えて、博士(〇〇)の学位の授与を申請します。							
提出論文及び添付書類							
1	博士論文			1部			
	(ほかに参考論文)	(		部)			
2	履歴書			1部			
3	論文目録			1部			
4	論文内容要旨			1部			

備考 博士(〇〇)の括弧内には、博士論文の内容に係る専攻分野の名称を記入すること。(記入例 博士(文学)、博士(理学))

[別記様式第7号](#)

(平3規55・追加、平16規87・旧別記様式第6号繰下)

別記様式第7号

(第6条第1項の規定による論文目録の様式)

論 文 目 録

氏 名			
博士論文			
(冊)			
題 名	公 表 の 方 法	公 表 の 年 月 日	
参考論文 題 名	公 表 の 方 法	公 表 年 月 日	冊 数

備考

- 1 論文題名(博士論文、参考論文)が外国語の場合は、活字体で記入し、日本語の訳文を括弧書きすること。
- 2 論文(博士論文、参考論文)が未公表の場合は、公表予定の方法及び時期を記入すること。
- 3 参考論文については、提出する論文についてのみ、その題名及び冊数を記入すること。

別記様式第8号

(平3規55・追加、平16規87・旧別記様式第7号繰下)

別記様式第8号

(第6条第1項の規定による履歴書の様式)

履 歴 書

ふりがな		性 別	生 年 月 日
氏 名		男・女	年 月 日
本 籍	現 住 所		
都道府県	(郵便番号)		
学 歴 年 月 日 卒業 ----- ----- ----- 研究歴 年 月 日 ----- ----- ----- 職 歴 年 月 日 ----- ----- -----			

備考

- 1 学歴は、大学卒業以後(大学を卒業していない場合には、最終出身学校)について、学科名又は専攻名までを記入すること。
- 2 研究歴及び職歴は、主なものを記入すること。

東北大学大学院医学系研究科倫理委員会内規

制定 平成元年 4 月 26 日

改正 平成 3 年 2 月 16 日

平成 4 年 4 月 9 日

平成 5 年 4 月 1 日

平成 11 年 4 月 1 日

平成 12 年 11 月 22 日

平成 16 年 4 月 7 日

平成 20 年 3 月 12 日

平成 21 年 2 月 27 日

平成 23 年 7 月 14 日

平成 24 年 3 月 15 日

平成 27 年 3 月 19 日

平成 28 年 3 月 17 日

平成 28 年 4 月 28 日

平成 31 年 4 月 11 日

令和 2 年 3 月 18 日

令和 3 年 3 月 3 日

令和 3 年 6 月 23 日

2025（令和 7）年 5 月 28 日

（目的・設置）

第 1 条 東北大学大学院医学系研究科に、東北大学大学院医学系研究科、東北大学病院及び東北大学加齢医学研究所（以下「医学系研究科等」という。）で行う「人を対象とする生命科学・医学系研究及びその他の学術研究、並びに臨床応用」（以下「研究等」という。）に対し、医の倫理に関するヘルシンキ宣言の趣旨に沿う倫理上の指針を与えるため、東北大学大学院医学系研究科倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を置く。

（責務）

第 2 条 倫理委員会は、医の倫理の在り方について必要事項を検討する。

- 2 倫理委員会は、研究等の研究責任者（人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）第2の(16)に定める者であり、研究の実施に携わるとともに、所属する研究機関において当該研究に係る業務を統括する者をいう。以下同じ。）から依頼された内容について審査する。
- 3 倫理委員会は、医学系研究科等で行われる研究等の医の倫理にかかわる事項について助言を求められたときは、適切に対応する。

（審議の方針）

第3条 倫理委員会は、第1条の趣旨に基づき、前条に掲げる事項に関して医学的、倫理的、社会的な面から調査、検討し審議する。この場合において、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 研究等の対象となる個人（以下「個人」という。）の人権の擁護
- (2) その個人に理解を求め同意を得る方法
- (3) 研究等によって生じる個人への不利益、危険性及び医学上の貢献度の予測

（組織）

第4条 倫理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学院医学系研究科又は病院の教授、准教授、講師又は助教 6人以上
（但し、過半数は教授とすること）
- (2) 加齢医学研究所の教授又は准教授 1人以上
- (3) 医学系研究科等以外の東北大教員又は学外の者 2人以上

2 前項に掲げる委員には、次の各号に掲げる者が各1人以上含まなければならない。

- (1) 倫理学・法律学の専門家等の人文・社会科学の有識者
- (2) 一般の立場から意見を述べることのできる者

3 倫理委員会は、男女両性で構成されなければならない。

4 第1項第1号及び第3号に掲げる委員は医学系研究科教授会において、第2号に掲げる委員は加齢医学研究所教授会においてそれぞれ選出し、医学系研究科長が委嘱する。

5 次の各号に掲げる者は、倫理委員会にオブザーバーとして出席することができる。ただし、審査の議決に参加することはできない。

- (1) 医学系研究科長

(2) 病院長

(3) 加齢医学研究所長

(4) その他委員長が必要と認める者

6 倫理委員会及び東北大学病院臨床研究倫理委員会の分掌については別に定める。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充することとし、補充による委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 倫理委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、医学系研究科教授会の議を経て、医学系研究科長が選出する。

3 委員長は、倫理委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員長は、倫理委員会の招集を定期的に行う。

2 倫理委員会の会議は、委員が5人以上出席し、かつ、第4条第1項第3号に掲げる委員のうちから2人以上が出席し、第4条第2項各号に掲げる委員がそれぞれ1人以上出席し、かつ、第4条第3項の規定を満たさなければ開くことができない。

3 委員は、自己が関係する研究等の審査の議決に参加することはできない。ただし、倫理委員会の求めに応じて、会議に出席し説明することはできる。

4 倫理委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の多数による。ただし、委員長及び委員は可能な限り全会一致で議決が行われるよう努めるものとする。

5 第2項から第4項の規定にかかわらず別に定める場合には、委員長又は副委員長1人による迅速審査、若しくは委員長又は副委員長1人以上を含む計3人による迅速審査及び緊急

審査にて審議をすることができる。この場合、審議結果については、その審査を行った委員以外の委員に報告されなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、倫理委員会の同意を得て、委員以外の者を倫理委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

(審査)

第9条 医学系研究科等に所属する研究者が研究等を実施しようとする場合には、その研究責任者は、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）第6の2(1)に基づき行わなければならない研究等の内容に係る倫理上の審査について、倫理委員会に審査を依頼し、意見を聴くことができる。

2 委員長は、別に定める様式により前項の依頼があった場合には、倫理委員会にて審査を行うものとする。

3 医学系研究科等以外の本学他部局又は他の研究機関に所属する研究責任者から文書により委員長に倫理審査の依頼があった場合には、倫理委員会において審査をすることができる。

(審査結果)

第10条 委員長は、審査の結果を別に定める様式により、研究責任者に通知するものとする。

2 研究機関の長（人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）第2の(18)に定める者をいう。以下同じ。）は、倫理委員会による審査後に、研究責任者より研究の実施の許可の申請があった場合は、倫理委員会の意見を尊重し研究実施の許可・不許可その他研究に関し必要な事項を決定し、研究責任者に通知するものとする。

3 研究責任者は、審査結果に異議があるときは、委員長に対し、別に定める様式により1回に限り異議申し立てをすることができる。この場合においては、異議申立書に異議の根拠となる資料を添付しなければならない。

4 委員長は、前項の申し立てがあった場合には、倫理委員会で速やかに再審査を行い、審査の結果を研究責任者に通知するものとする。

(審査資料の保管等)

第 11 条 審査資料は、医学部・医学系研究科総務課又は病院臨床研究監理センターの施錠のできる保管庫に保管するものとし、電磁的記録に対するアクセス権限は、委員及び倫理委員会の事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）に限定するものとする。

2 審査資料の管理は、国立大学法人東北大学法人文書管理規程（平成 23 年規第 68 号）の定めるところによる。

(研究の進捗状況、有害事象等報告)

第 12 条 研究責任者は、研究等の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、直ちにその旨を倫理委員会及び所属する研究機関の長に報告しなければならない。また、倫理委員会の意見を聴き、適切な対応を図らなければならない。

2 委員長は、前項により意見を求められた場合は、倫理委員会を開催し研究の継続の適否について審査を行うものとする。

3 研究責任者は、多機関共同研究の実施において重大な有害事象の発生を知った場合には、速やかに当該研究を実施する共同研究機関の研究責任者に対して当該有害事象の発生に係る情報を共有しなければならない。

4 研究責任者は、研究等の実施において予測できない重篤な有害事象が発生し、当該研究等との直接の因果関係が否定できない場合には、所属する研究機関の長に報告した上で、その対応の状況及び結果を厚生労働大臣に報告し、公表しなければならない。

5 研究責任者は、研究計画書の定めるところにより、研究等の進捗状況を倫理委員会及び所属する研究機関の長に報告しなければならない。

(倫理的妥当性等を損なう事実又は情報)

第 13 条 研究責任者は、次の各号に掲げる情報を得た場合には、直ちにその旨を別に定める様式により所属する研究機関の長に報告しなければならない。

(1) 研究の倫理的妥当性若しくは科学的合理性を損なう事実若しくは情報又は損なうおそれのある情報であって研究の継続に影響を与えられとされるもの

(2) 研究の実施の適正性若しくは研究結果の信頼を損なう事実若しくは情報又は損なうおそれのある情報

- 2 研究機関の長は、前項の報告を受けた場合には、速やかに必要な対応を行うとともに、当該研究の継続に影響を与えられとされる事実又は情報について倫理委員会に報告し、その意見を聴き、必要な措置を講じなければならない。
- 3 委員長は、前項により意見を求められた場合は、倫理委員会を開催し研究の継続の適否について審査を行う。
- 4 研究機関の長は、現在実施している又は過去に実施した研究について、国が定める倫理指針に適合していないことを知った場合には、第 2 項で定める対応を行うとともに、不適合の程度が重大であるときは、その対応の状況・結果を厚生労働大臣及び文部科学大臣に報告し、公表しなければならない。

(倫理委員会が行う調査)

第 14 条 倫理委員会は、審査を行った研究について、倫理的観点及び科学的観点から、又は当該研究の実施の適正性及び研究結果の信頼性を確保するために調査が必要と判断した場合には、調査目的を明確にした上で調査を行い、研究機関の長に対して、研究計画の変更、研究の中止その他当該研究に関し必要な意見を述べることができる。

(秘密の保持)

第 15 条 委員及び事務従事者は、その職務上知り得た秘密、特に個人のプライバシーに関する事項に係る秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員等の重大な懸念が生じた場合の報告)

第 16 条 委員及び事務従事者は、審査を行った研究に関連する情報の漏洩等、研究対象者等の人権を尊重する観点並びに当該研究の実施上の観点及び審査の中立性若しくは公正性の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに医学系研究科長に報告しなければならない。

(教育・研修)

第 17 条 委員及び事務従事者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点から審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。また、その後も、適宜継続して教育・研修を受けなければならない。

(審査手数料)

第 18 条 第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により依頼を行う医学系研究科等に所属する研究者及び第 9 条第 3 項の規定により依頼を行う医学系研究科等以外の本学他部局又は他の研究機関の長は、審査手数料を所定の期日までに支払わなければならない。

2 前項の審査手数料の額は、別表の通りとする。

(庶務)

第 19 条 倫理委員会の庶務は、医学部・医学系研究科事務部と連携して、病院臨床研究監理センターにおいて処理する。

(内規の改正等)

第 20 条 この内規は、医学系研究科教授会の議を経て、改正又は廃止しなければならない。

(雑則)

第 21 条 この内規に定めるもののほか、倫理委員会の運営等に関し必要な事項は、倫理委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成元年 4 月 26 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 2 月 16 日改正)

この内規は、平成 3 年 2 月 16 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 4 月 9 日改正)

1 この内規は、平成 4 年 4 月 9 日から施行する。

2 この内規施行後、最初に委嘱される第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、委嘱の際に医学部長の定めるところにより、平成 6 年 3 月 31 日まで及び平成 7 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 5 年 4 月 1 日改正)

この内規は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 4 月 1 日改正）

この内規は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 11 月 22 日改正）

この内規は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 7 日改正）

この内規は、平成 16 年 4 月 7 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 12 日改正）

この内規は、平成 20 年 3 月 12 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日より適用する。

附 則（平成 21 年 2 月 27 日改正）

- 1 この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この内規の施行後最初に委嘱される第 2 倫理委員会委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 23 年 7 月 14 日改正）

- 1 この内規は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条第 2 項でいう「委員の 3 分の 2」並びに第 7 条第 4 項及び第 5 項でいう「委員総数の 3 分の 2」の算定にあたっては、この内規にかかわらず、改正前の内規第 4 条第 1 項に定める委員の数を基礎として算定するものとする。

附 則（平成 24 年 3 月 15 日改正）

この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 19 日改正）

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 17 日改正）

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 28 日改正）

この内規は、平成 28 年 4 月 28 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 4 月 11 日改正）

- 1 この内規は、平成 31 年 4 月 11 日から施行する。
- 2 別表の規定は、平成 31 年 6 月開催の医学系研究科倫理委員会で審査される研究等から適用する。
- 3 審査手数料は新規申請時のみ支払うものとし、変更申請、実施状況報告等については対

象としない。

- 4 別表の規定にかかわらず、本学に学籍を有する大学院生（修士課程又は博士前期課程）の論文研究のための審査及び献体遺体使用の臨床医学教育・研究の審査に限り、審査手数料を免除する。

附 則（令和 2 年 3 月 18 日改正）

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 3 日改正）

この内規は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 23 日改正）

- 1 この内規は、令和 3 年 6 月 30 日から施行する。
- 2 施行前から実施中の研究については、従前の例によることができる。
- 3 審査手数料は初回審査依頼時及び研究計画書等の変更により規定する金額が変更する場合のみ支払うものとし、その他の変更の審査依頼時、進捗状況報告等については対象としない。他の研究機関が設置する倫理委員会において審査を行い、東北大学での研究の実施許可を取得する場合は該当しない。

附 則（2025（令和 7）年 5 月 28 日改正）

この内規は、2025（令和 7）年 6 月 1 日から施行する。

別表（第 18 条関係）

1.研究責任者が医学系研究科、病院及び加齢医学研究所所属（兼務教員を含む）の場合で 3 に該当しない場合

（単位：円）

区分	項目	金額
観 察 研 究	医学系研究科、病院及び加齢医学研究所が他機関に既存試料・情報の提供のみを行う機関または研究協力機関となる場合であって倫理委員会の意見を聴く必要がある場合 もしくは、次に掲げるもののみを用いる研究であって、医学系研究科、病院及び加齢医学研究所に所属する研究責任者が倫理委員会に意見を聴く場合 ① 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報 ② 既に匿名化されている情報（特定の個人を識別することができないものであって、対応表が作成されていないものに限る。） ③ 既に作成されている匿名加工情報又は非識別加工情報	課金なし
	医学系研究科、病院及び加齢医学研究所が分担機関であって、倫理委員会にて個別審査を行う場合 もしくは医学系研究科、病院及び加齢医学研究所が単機関で行う研究であって、医学系研究科、病院及び加齢医学研究所の既存情報のみを用いた研究	20,000
	医学系研究科、病院及び加齢医学研究所が単機関のみで行う研究であって、先に掲げる項目に該当しない研究 もしくは医学系研究科、病院及び加齢医学研究所が代表機関として行う多機関共同研究	40,000
介 入 研 究	医学系研究科、病院及び加齢医学研究所が分担機関であって、倫理委員会で個別審査を行う場合	40,000
	医学系研究科、病院及び加齢医学研究所が単機関のみで行う研究 もしくは医学系研究科、病院及び加齢医学研究所が代表機関として行う多機関共同研究	60,000

2.研究責任者が医学系研究科、病院及び加齢医学研究所以外の部局又は学外機関所属の場合で 3
に該当しない場合

(単位：円)

区分	項目	金額
観 察	医学系研究科、病院及び加齢医学研究所が代表機関となる研究	20,000
研 究	医学系研究科、病院及び加齢医学研究所が代表機関とならない研究	60,000
介 入	医学系研究科、病院及び加齢医学研究所が代表機関となる研究	40,000
研 究	医学系研究科、病院及び加齢医学研究所が代表機関とならない研究	80,000

3.一括審査の場合

(単位：円)

区分	項目	金額
観 察 研 究	2～10 機関	60,000
	11～20 機関	120,000
	21～30 機関	180,000
	31～40 機関	240,000
	41～50 機関	300,000
	51 機関以上	360,000
介 入 研 究	2～10 機関	80,000
	11～20 機関	160,000
	21～30 機関	240,000
	31～40 機関	320,000
	41～50 機関	400,000
	51 機関以上	480,000

○東北大学大学院医学系研究科規程

昭和30年7月1日
制定

東北大学大学院医学系研究科規程

目次

- 第1章 総則(第1条—第2条の5)
- 第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻(第3条—第5条)
- 第3章 教育方法等(第6条—第12条)
- 第4章 他の大学の大学院等における修学及び留学等(第13条—第17条)
- 第5章 課程修了(第18条—第23条)
- 第6章 科目等履修生(第24条—第30条)
- 第7章 特別聴講学生及び特別研究学生(第31条—第33条)
- 第8章 雑則(第34条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 東北大学大学院医学系研究科(以下「本研究科」という。)における入学、教育方法及び課程修了等については、[東北大学大学院通則](#)(昭和28年11月16日制定。以下「通則」という。)及び[東北大学学位規程](#)(昭和30年1月1日制定)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。ただし、医学系研究科長(以下「本研究科長」という。)は、この規程にかかわらず、必要に応じ、医学系研究科委員会(以下「本研究科委員会」という。)の議を経て、特例を定めることができる。

(研究科の目的)

第1条の2 本研究科は、医学及び保健学の先進的、学際的及び創造的な研究を推進し、国際的に通用する優れた研究者並びに高度な医学的知識及び技術並びに豊かな人間性を備えた医療及び保健の指導者及び実践者を育成し、もって日本及び世界の人々の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(専攻、課程及びコース)

第2条 本研究科に、次の専攻を置く。

- 医科学専攻

- 障害科学専攻

- 保健学専攻

- 公衆衛生学専攻

2 医科学専攻は、修士課程及び医学を履修する課程(以下「医学履修課程」という。)とし、障害科学専攻及び保健学専攻は、前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分する課程(以下「区分課程」という。)とし、公衆衛生学専攻は、修士課程とする。

3 保健学専攻に、履修上の区分として次のコースを置く。

- 看護学コース

- 放射線技術科学コース

- 検査技術科学コース

(課程及びコースの目的)

第2条の2 医科学専攻修士課程は、医学系分野の研究者及び教育者並びに医科学系産業分野の発展に貢献することができる人材を育成することを目的とする。

2 医学履修課程は、自立して研究活動を行い、又は専門的な業務に従事するために必要な高度な研究能力を備えた医学研究者を育成することを目的とする。

第2条の3 障害科学専攻の区分課程(以下「障害科学区分課程」という。)は、自立して研究活動を行い、又は障害科学及びリハビリテーションに関する業務に従事するために必要な能力を備え、国際社会に貢献することができる人材を育成することを目的とする。

2 障害科学専攻の前期課程は、障害の予防及び克服並びにリハビリテーションに関連した医学・医療に関する業務に従事するために必要な能力を備え、かつ、高度な研究能力を備えた研究者又は教育者を育成することを目的とする。

3 障害科学専攻の後期課程は、自立して研究を行い、又は障害に関連した医学・医療に関する業務に従事するために必要な高度な研究能力を備え、国際社会に貢献することができる研究者、指導者又は教育者を育成することを目的とする。

第2条の4 保健学専攻の区分課程(以下「保健学区分課程」という。)は、自立して研究活動を行い、又は保健学に関する医療専門職の業務に従事するために必要な高い倫理観及び指導力を備え、国際社会に貢献することができる人材を育成することを目的とする。

- 2 保健学専攻の前期課程(以下「保健学前期課程」という。)は、[次の表](#)の左欄に掲げるコースの区分に応じ、それぞれ[同表](#)の右欄に掲げることを目的とする。

コース	目的
看護学コース	高度な専門性を有し、指導的な立場に立つ看護職、看護学の発展に貢献できる研究者又は教育者の育成
放射線技術科学コース	高度な専門性を有し、指導的な立場に立つ診療放射線技師、放射線技術科学の発展に貢献できる研究者又は教育者の育成
検査技術科学コース	高度な専門性を有し、指導的な立場に立つ臨床検査技師、検査技術科学の発展に貢献できる研究者又は教育者の育成

- 3 保健学専攻の後期課程(以下「保健学後期課程」という。)は、[次の表](#)の左欄に掲げるコースの区分に応じ、それぞれ[同表](#)の右欄に掲げることを目的とする。

コース	目的
看護学コース	豊かな国際性と高い倫理観及び指導力を有し、優れた研究能力及び教育能力を持ち、多様な看護現象に対応できる研究者、教育者又は高度な実践的指導者の育成
放射線技術科学コース	豊かな国際性と高い倫理観及び指導力を有し、放射線技術科学における優れた研究能力及び教育能力を持つ研究者、教育者又は高度な実践的指導者の育成
検査技術科学コース	豊かな国際性と高い倫理観及び指導力を有し、検査技術科学における優れた研究能力及び教育能力を持つ研究者、教育者又は高度な実践的指導者の育成

第2条の5 公衆衛生学専攻修士課程は、公衆衛生分野の研究者及び教育者並びに集学的・融合的研究を推進することができる人材を育成することを目的とする。

第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻

(入学)

第3条 本研究科に入学を願い出た者に対する選考方法は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

第3条の2 入学を許可された者が、本研究科に入学する前に[次の各号](#)に掲げる教育課程において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。)は、教育上有益と認めるときは、本研究科において修得した単位とみなすことがある。

- 一 東北大学大学院又は他の大学の大学院(以下「他の大学院」という。)
- 二 外国の大学の大学院
- 三 通則第15条第5号に規定する国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)

2 [前項](#)の規定により本研究科において修得したものとみなすことができる単位数は、15単位まで(後期課程にあっては、8単位まで)とし、[同項](#)及び[第16条第1項](#)の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

(再入学)

第4条 本研究科を途中で退学した者又は除籍された者が、再入学を願い出たときは、退学又は除籍の後2年以内及び同一の専攻への再入学の場合に限り、選考の上、許可することがある。ただし、特別の事情がある者については、退学又は除籍の後2年を超えた場合においても許可することがある。

2 [前項](#)の選考の方法は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長がその都度定める。

3 [第1項](#)の規定により再入学を許可した者の既に修得した授業科目及び単位並びに在学期間の全部又は一部の認定は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長がその都度行う。

(進学、編入学、転科、転入学及び転専攻)

第5条 本研究科に進学、編入学、転科、転入学及び転専攻を願い出た者に対する選考方法は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長がその都度定める。

2 転科、転入学及び転専攻を許可した者の既に修得した授業科目及び単位並びに在学期間の全部又は一部の認定は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長がその都度行う。

第3章 教育方法等

(教育方法等)

第6条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

(教育課程)

第7条 本研究科の授業科目及びその単位数は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

2 授業科目は、医科学専攻修士課程にあつては共通科目、専門科目、プログラム科目、ローテーション実習、インターンシップ実習科目及び中間審査とし、医学履修課程にあつては系統講義コース科目、トレーニングコース科目及びアドバンスド講義科目とし、障害科学区分課程にあつては必修科目及び選択必修科目とし、保健学前期課程にあつては共通選択科目、専門科目及び特別研究科目とし、保健学後期課程にあつては共通科目(共通必修科目及び共通選択科目)、専門科目及び特別研究科目とし、公衆衛生学専攻修士課程にあつては共通科目、専門基盤科目、専門科目及び実習・特別研究科目とする。

3 履修上必要があると本研究科委員会の議を経て、本研究科長が認めたときは、実習又は研究をもって講義の全部又は一部に代えることができる。

(教育方法の特例)

第7条の2 教育上特別の必要があると本研究科において認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことがある。

(指導教員)

第8条 本研究科長は、授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために、本研究科委員会の議を経て、学生ごとに指導教員を定める。

(授業科目の履修)

第9条 学生は、指導教員の指示によって履修しようとする授業科目を、毎学年の初めに、本研究科長に届け出なければならない。

(長期履修学生)

第9条の2 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が許可することがある。

2 [前項](#)の規定により、計画的な履修を許可された者(以下「長期履修学生」という。)が、当該在学期間について短縮することを願い出たときは、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が許可することがある。

3 [前二項](#)に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

(他の専攻等における履修等)

第9条の3 学生は、本研究科長の許可を得て、所属する専攻以外の専攻若しくは他の研究科の授業科目を履修し、又は他の研究科において研究指導の一部を受けることができる。

2 [前項](#)に定めるもののほか、学生は、本研究科長の許可を得て、[東北大学大学院共通科目規程\(令和4年規第41号\)](#)に定める授業科目(以下この項において「大学院共通科目」という。)について、修士課程及び前期課程にあつては[同規程別表第1](#)に定めるものを、後期課程及び医学履修課程にあつては[同規程別表第1](#)又は[別表第2](#)に定めるものを履修することができる。この場合において、大学院共通科目の履修手続については、[同規程](#)に定めるところのほか、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

3 [第1項](#)の規定により履修した授業科目で、修士課程にあつては専門科目として、医学履修課程にあつては系統講義コース科目として、障害科学区分課程にあつては選択必修科目として、保健学区分課程にあつては専門科目として、[第18条](#)、[第18条の3](#)又は[第18条の4](#)の合計単位数に含めることのできるもの並びにその単位数は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が定める。

(他の研究科等の学生による履修等)

第9条の4 他の研究科の学生が、本研究科の授業科目を履修し、又は本研究科において研究指導を受けることを願い出たときは、許可することがある。

(試験等)

第10条 授業科目の履修の認定は、試験等による。試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験等は、所定の時期に行う。

(追試験等)

第11条 本研究科委員会の議を経て、本研究科長が特に必要と認めた場合は、追試験等を行うことがある。

2 追試験等の時期は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長がその都度定める。

(成績)

第12条 授業科目の成績は、次の区分により評価する。

- AA 90点から100点まで
- A 80点から89点まで
- B 70点から79点まで
- C 60点から69点まで
- D 59点以下

2 [前項](#)による評価AA、A、B、Cは合格とし、評価Dは不合格とする。

第4章 他の大学の大学院等における修学及び留学等

(他の大学院等における修学)

第13条 学生は、本研究科長の許可を得て、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める他の大学院の授業科目を履修することができる。

2 [前項](#)の規定は、学生が外国の大学の大学院又はこれに相当する高等教育機関等(以下「外国の大学院等」という。)が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学における授業科目を履修する場合について準用する。

第14条 学生は、本研究科長の許可を得て、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める他の大学院、研究所等又は国際連合大学(以下「他の大学院等」という。)において、研究指導の一部を受けることができる。

(留学)

第15条 学生は、本研究科長の許可を得て、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める外国の大学院等に留学することができる。

2 留学の期間は、在学年数に算入する。

3 [第1項](#)の規定は、学生が休学中に外国の大学院等において修学する場合について準用する。

(修学等の成果の認定)

第16条 [第13条](#)の規定により履修した授業科目について修得した単位、[第14条](#)の規定により受けた研究指導並びに[前条第1項](#)及び[第3項](#)の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が定めるところにより、本研究科において修得した単位又は受けた研究指導とみなす。

2 [前項](#)の規定により本研究科において修得したものとみなすことができる単位数は15単位までとし、[第3条の2第1項](#)及び[前項](#)の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

(雑則)

第17条 この章に規定するもののほか、他の大学院等における修学、外国の大学院等への留学及び休学中の外国の大学院等における修学に関し必要な事項は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

第5章 課程修了

(修士課程及び前期課程の修了要件)

第18条 本研究科の修士課程又は前期課程を修了するためには、同課程に2年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「修士論文等」という。)を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、1年以上([次条](#)の規定により在学したものとみなされた期間を除く。)在学すれば足りるものとする。

2 [前項](#)の場合(前期課程を修了する場合に限る。)において、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が区分課程の目的を達成するために必要と認める場合には、修士論文等の審査及び最終試験の合格に代えて、次に掲げる試験及び審査の合格を前期課程の修了の要件とすることがある。

一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

(修士課程及び前期課程における在学期間の短縮)

第18条の2 修士課程及び前期課程においては、[第3条の2第1項](#)の規定により本研究科に入学する前に修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことがある。ただし、この場合においても、修士課程又は前期課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

(区分課程の修了要件)

第18条の3 本研究科の区分課程を修了するためには、後期課程に3年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、1年(2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

(医学履修課程の修了要件)

第18条の4 本研究科の医学履修課程を修了するためには、同課程に4年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、3年以上在学すれば足りるものとする。

(医学履修課程における在学期間の短縮)

第18条の5 医学履修課程においては、[第3条の2第1項](#)の規定により本研究科に入学する前に修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により医学履修課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことがある。

(修士論文等の提出)

第19条 修士論文等は、修士課程又は前期課程に1年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより16単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

2 修士論文等は、所定の期日までに、本研究科長に提出しなければならない。

3 [第18条第1項ただし書](#)の規定を適用させようとする場合の修士論文等の提出については、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

(博士論文の提出)

第19条の2 [第18条の3](#)に定める博士論文は、後期課程に2年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより16単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

2 [第18条の4](#)に定める博士論文は、医学履修課程に3年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

3 在学中に博士論文を提出する場合は、所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

4 [第18条の3ただし書](#)又は[第18条の4ただし書](#)の規定を適用させようとする場合の博士論文の提出については、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

(学位論文の審査)

第20条 学位論文の審査は、本研究科委員会の定める審査委員若干名をもって行う。

(最終試験)

第21条 最終試験は、修士論文等又は博士論文を提出した者に対して行う。

2 最終試験は、修士論文等又は博士論文を中心として、これに関連のある専攻分野について行い、その方法は、本研究科委員会が別に定める。

3 最終試験は、修士論文等又は博士論文の審査委員を含めた本研究科委員会の定める試験委員若干名をもって行う。

(修士論文等又博士論文及び最終試験の成績)

第22条 修士論文等又は博士論文及び最終試験の成績の表示は、合格、不合格とする。

(課程修了の認定)

第23条 課程修了の認定は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が行う。

第6章 科目等履修生

(科目等履修生の入学許可)

第24条 本研究科の特定の授業科目について履修を願い出た者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(入学資格)

第25条 科目等履修生として入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学時期)

第26条 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。

(出願手続)

第27条 科目等履修生として入学を願い出る者は、所定の願書に必要書類を添えて、所定の期日までに本研究科長に提出しなければならない。

(在学期間)

第28条 科目等履修生の在学期間は1年以内とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が、その延長を許可することがある。

2 科目等履修生は2年を超えて在学することができない。

(単位の修得)

第29条 科目等履修生は、履修した授業科目について、所定の試験等を受けて、単位を修得することができる。

(証明書の交付)

第30条 科目等履修生が履修した授業科目について証明を願い出たときは、証明書を交付することができる。

第7章 特別聴講学生及び特別研究学生

(特別聴講学生)

第31条 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは国際連合大学の学生で、本研究科の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは国際連合大学と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することができる。

(特別研究学生)

第32条 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは国際連合大学の学生で、本研究科において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは国際連合大学と協議して定めるところにより、特別研究学生として受入れを許可することができる。

(雑則)

第33条 特別聴講学生及び特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

第8章 雑則

第34条 この規程に定めるもののほか、入学、教育方法及び課程修了等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和30年7月1日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。

附 則(昭和31年4月1日改正)

この規程は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則(昭和32年11月7日改正)

この規程は、昭和32年11月7日から施行し、昭和32年度に入学した者から適用する。

附 則(昭和33年4月1日改正)

この規程は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則(昭和34年3月20日改正)

1 この規程は、昭和34年4月1日から施行する。

2 昭和33年度以前に入学した者の学科目、単位数及び履修方法等については、この規程にかかわらず、なお改正前の規定による。

附 則(昭和35年9月20日改正)

この規程は、昭和35年9月20日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則(昭和38年2月16日規第9号改正)

この規程は、昭和38年2月16日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則(昭和39年2月17日規第4号改正)

この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年3月19日規第19号改正)

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年12月11日規第60号改正)

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年6月25日規第54号改正)

この規程は、昭和51年6月25日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則(昭和51年12月13日規第73号改正)

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月16日規第17号改正)

1 この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

2 昭和53年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法、課程修了等については、この規程にかかわらず、なお改正前の規定による。

附 則(昭和62年5月12日規第32号改正)

1 この規程は、昭和62年5月12日から施行し、この規程による改正後の第2条及び別表の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

2 昭和61年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法及び課程修了については、この規程にかかわらず、なお改正前の規定による。

附 則(平成2年4月23日規第23号改正)

この規程は、平成2年4月23日から施行する。

附 則(平成3年12月10日規第69号改正)

この規程は、平成3年12月10日から施行する。

附 則(平成6年4月1日規第45号改正)

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成5年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法及び課程修了については、この規程にかかわらず、なお改正前の規定による。

附 則(平成8年4月1日規第48号改正)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規第42号改正)

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 生理学系専攻、病理学系専攻及び社会医学系専攻は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成9年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成8年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法及び課程修了については、改正後の第7条第2項、第9条第3項、第18条の3及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成10年4月1日規第25号改正)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 内科学系専攻は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成11年3月15日規第14号改正)

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 外科学系専攻及び病態科学系専攻は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成11年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成12年3月17日規第22号改正)

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月26日規第39号改正)

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前に入学及び進学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成14年4月1日規第74号改正)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日規第77号改正)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日規第226号改正)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した者の成績の区分、授業科目及び単位数については、改正後の第12条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成17年4月1日規第127号改正)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成17年12月27日規第186号改正)抄

- 1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月13日規第13号改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規第69号改正)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日規第56号改正)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した者の授業科目等及び他の専攻等における履修等については、改正後の第7条第2項及び第9条の3第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月30日規第38号改正)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に保健学専攻の修士課程に入学した者の授業科目等、他の専攻等における履修等並びに課程修了及び修士論文提出の要件については、改正後の第7条第2項、第9条の3第2項、第18条及び第19条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月8日規第14号改正)

この規程は、平成23年3月8日から施行する。

附 則(平成24年3月13日規第16号改正)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に前期課程又は修士課程に入学した者の課程修了については、改正後の第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成26年11月11日規第139号改正)

- 1 この規程は、平成26年11月11日から施行し、改正後の18条の規定は、平成26年度に入学した者から適用する。
- 2 平成25年度以前に前期課程に入学した者の課程修了については、改正後の第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月23日規第34号改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日規第17号改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月8日規第95号改正)

- 1 この規程は、平成30年5月8日から施行し、改正後の第9条の3第1項及び第9条の4の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正前の東北大学大学院医学系研究科規程第9条の4の規定は、東北大学大学院通則の一部を改正する通則(平成30年規第54号)附則第2項の規定により存続するものとされた教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。

附 則(平成31年3月26日規第19号改正)

- 1 この規程中第1条の規定は平成31年3月26日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東北大学大学院医学系研究科規程第7条第2項の規定は、平成29年4月1日から適用し、平成28年度以前に入学、進学、編入学、転入学及び転専攻した者の教育課程については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成30年度以前に入学、進学、編入学、転入学及び転専攻した者の教育課程については、第2条の規定による改正後の東北大学大学院医学系研究科規程第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月30日規第47号改正)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に後期課程に進学及び編入学した者の入学前の既修得単位の認定並びに他の大学院等における修学及び留学等については、改正後の第3条の2第2項及び第16条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月29日規第68号改正)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月28日規第23号改正)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

国立大学法人東北大学職員就業規則

〔平成16年4月1日〕
規 第 46 号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 任免
 - 第1節 採用（第6条—第9条）
 - 第2節 任期（第10条・第10条の2）
 - 第3節 昇任及び降任（第11条・第12条）
 - 第4節 異動（第13条—第14条）
 - 第5節 休職（第15条—第19条）
 - 第6節 退職及び解雇（第20条—第29条）
- 第3章 給与（第30条）
- 第4章 服務（第31条—第40条の2）
- 第5章 知的財産（第41条・第42条）
- 第6章 労働時間及び休暇等（第43条—第45条の3）
- 第7章 研修（第46条）
- 第8章 賞罰（第47条—第50条）
- 第9章 損害賠償（第51条）
- 第10章 安全衛生（第52条—第58条）
- 第11章 女性（第59条・第60条）
- 第12章 出張（第61条・第62条）
- 第13章 福利・厚生（第63条）
- 第14章 災害補償（第64条・第65条）
- 第15章 退職手当（第66条）

附則

第1章 総則

【目的】

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

【職員の定義】

第2条 この規則において「職員」とは、本学に雇用される者（第33条第2項、第34条第1項及び第47条第1項第1号を除き、次条第2項に掲げる者を除く。）をいう。

2 この規則において「教員」とは、職員のうち、教授、准教授、講師（常時勤務する者に限る。）、助教及び助手の職にある者をいう。

【適用範囲】

第3条 この規則は、本学の職員に適用する。

2 次に掲げる者の就業に関する事項については、別に定める。

- 一 再雇用職員
- 二 准職員
- 三 時間雇用職員
- 四 短期雇用職員
- 五 特定有期雇用職員
- 六 限定正職員
- 七 再雇用限定正職員
- 八 無期准職員及び無期時間雇用職員
- 九 再雇用准職員及び再雇用時間雇用職員

【法令等との関係】

第4条 職員の就業に関しては、労基法その他の関係法令及び労働協約に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

【遵守遂行】

第5条 本学及び職員は、この規則及びこの規則に基づく規程を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 任免

第1節 採用

【採用】

第6条 職員の採用は、競争試験又は選考により行う。

【労働条件の明示等】

第7条 職員の採用に際しては、採用をしようとする者に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書（以下「労働条件通知書」という。）を交付するものとする。

- 一 給与に関する事項
- 二 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- 三 労働契約の期間に関する事項
- 四 第10条の規定により期間を定めて雇用する教員の労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- 五 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに、休暇に関する事項
- 六 交替制勤務をさせる場合の就業時転換に関する事項
- 七 退職に関する事項

2 前項に規定するもののほか、国立大学法人東北大学特定有期雇用職員就業規則（平成21年規第26号。以下「特定有期雇用職員就業規則」という。）第6条第2項に規定する外国人研究員で、同規則第9条の2の規定による期間の定めのない労働契約の締結の申込みをし、期間の定めのない労働契約となった者（以下「無期転換外国人研究員」という。）の採用の手続につい

ては、別に定める。

【提出書類】

第8条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる関係機関の職員等から引き続き本学の職員となった者については、第2号から第6号に定める書類の提出を免除することがある。

一 誓約書

二 履歴書

三 資格に関する証明書

四 氏名、性別、生年月日及び現住所が記載された住民票記載事項の証明書

五 扶養親族等に関する書類

六 健康診断書

七 職歴のある者にあつては、年金手帳及び雇用保険被保険者証

八 個人番号カードの写し、個人番号の通知カードの写し又は個人番号が記載された住民票記載事項の証明書

九 その他本学において必要と認める書類

2 前項の書類の記載事項に変更が生じたときは、職員は、速やかにこれを届け出なければならない。

【試用期間】

第9条 職員として採用された日から6月間は、試用期間とする。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる関係機関の職員等から引き続き本学の職員となった者については、この限りでない。

2 試用期間中の職員については、勤務実績が不良なこと、心身に故障があること、その他の事由により本学に引き続き雇用しておくことが適当でない場合には、解雇することができ、また、試用期間満了時に本採用を拒否することがある。

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

第2節 任期

【任期】

第10条 教員は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「任期法」という。）に基づき、期間を定めて雇用することがある。

【期間の定めのない労働契約の締結の申込み】

第10条の2 前条の規定により雇用した教員のうち、本学における2以上の期間の定めのある労働契約を通算した期間（労働契約法（平成19年法律第128号。以下「労契法」という。）第18条第2項に規定する通算契約期間に算入しない契約期間及び任期法第7条第2項に規定する通算契約期間に算入しない期間を除く。）が10年を超える者が、任期法第7条第1項の規定により読み替えられた労契法第18条第1項の規定による期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしようとする場合には、現に締結している労働契約の期間の満了する日の30日前までに行うものとする。

第3節 昇任及び降任

【昇任】

第11条 職員の昇任は、選考による。

2 前項の選考は、その職員の勤務成績及びその他の能力の評定に基づいて行う。

【降任】

第12条 職員が次の各号の一に該当する場合には、降任することがある。

- 一 勤務実績が良くない場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他職員に必要な適格性を欠く場合
- 四 職員自らが降任を願い出た場合

第4節 異動

【配置換・出向等】

第13条 本学は業務上の必要により、職員に配置換、兼務又は出向を命ずることがある。

2 職員は、正当な理由がない限り、前項に基づく命令を拒むことができない。

3 出向を命じられた職員の取扱いについては、国立大学法人東北大学職員出向規程（平成16年規第57号）の定めるところによる。

【クロスアポイントメント制度】

第13条の2 本学は、職員に対し、本学の職員としての身分を保有したまま他機関の職員として雇用され、本学及び当該他機関において、業務に従事すること（以下「クロスアポイントメント制度」という。）を命ずることがある。

2 クロスアポイントメント制度については、国立大学法人東北大学クロスアポイントメント制度に関する規程（平成29年規第50号）の定めるところによる。

【管理監督職勤務上限年齢による配置換】

第13条の3 本学は、管理監督職（国立大学法人東北大学職員給与規程（平成16年規第55号。以下「職員給与規程」という。）第21条第1項に規定する本学の運営上特別な職責を担う職をいう。以下同じ。）を占める職員（教員を除く。）で、次項に定める管理監督職勤務上限年齢に達しているものについて、管理監督職勤務上限年齢に達した日後の最初の4月1日（以下「基準日」という。）に、管理監督職以外の職へ配置換を命ずるものとする。

2 管理監督職勤務上限年齢は、満60歳とする。

【管理監督職勤務上限年齢による配置換の特例】

第13条の4 本学は、前条第1項に規定する管理監督職を占める職員（教員を除く。）について、基準日に、管理監督職以外の職へ配置換を命ずることにより、本学の運営に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、基準日以降、引き続き管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

2 前項に規定する管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる期間は、5年を限度とする。

3 本学は、第1項により引き続き管理監督職を占めたまま勤務をさせる職員（教員を除く。）

について、同項に規定する事由が消滅したときは、管理監督職以外の職へ配置換を命ずるものとする。

【赴任】

第14条 第13条第1項の命令を受けたときは、職員は、直ちに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、発令の日から1週間以内に限り赴任の期間を認めることがある。

第5節 休職

【休職】

第15条 職員が次の各号の一に該当するときは、休職とすることがある。

- 一 心身の故障のため長期の休養を要する場合
 - 二 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合
 - 三 学校、研究所、病院等の公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の研究、調査、指導等に従事し、又は国際事情の調査等の業務に従事する場合
 - 四 本学以外の者と共同して行う科学技術に関する研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められる業務に従事する場合
 - 五 研究成果活用企業の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員（以下「役員等」という。）の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、本学の職務に従事することができない場合
 - 六 我が国が加盟している国際機関、外国政府等の機関からの要請に基づいて職員を派遣する場合
 - 七 労働組合の活動に専従する場合
 - 八 水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となった場合
 - 九 その他特別の事由により休職にすることが適当と認められる場合
- 2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。
- 3 前二項に定めるもののほか、職員の休職については、国立大学法人東北大学職員休職規程（平成28年規第37号）の定めるところによる。

第16条から第19条まで 削除

第6節 退職及び解雇

【退職】

第20条 職員は、次の各号の一に該当するときは、退職とし、職員としての身分を失う。

- 一 自己の都合により退職を願い出て承認されたとき、又は退職を願い出る文書を提出して14日を経過したとき。
- 二 定年に達した日以後における最初の3月31日を終えたとき。
- 三 期間を定めて雇用されている場合において、その期間を満了したとき。
- 四 休職期間（休職を更新された場合には、その期間を含む。）が満了し、休職事由がなお消滅しないとき。

五 死亡したとき。

【自己都合による退職手続】

第21条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、原則として退職を予定する日の30日前までに、文書をもって願い出なければならない。

【定年】

第22条 職員の定年は、満65歳とする。ただし、職務の特殊性等を考慮し、総長が特に必要があると認めた教員の定年については、この限りでない。

2 第10条の2又は特定有期雇用職員就業規則第9条の2の規定による期間の定めのない労働契約の締結の申込みをし、前項に規定する定年に達した日以後に期間の定めのない労働契約となった者の定年は、期間の定めのない労働契約となった日の属する年度の末日における年齢とする。

【定年延長】

第23条 教員のうち、総長が特に必要があると認める者については、前条の規定にかかわらず、定年年齢を延長することがある。

【再雇用】

第24条 満60歳に達した日以後における最初の3月31日を終えたとき以降に第20条第1号の規定により退職した者（教員を除く。）のうち、再雇用されることを希望する者について、第20条第4号又は次条第1項各号、第2項若しくは第3項各号に該当しない場合に限り、第3条第2項第1号に掲げる再雇用職員として雇用するものとする。

【解雇】

第25条 職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することがある。

- 一 勤務実績が著しく良くない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合
- 四 事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準じるやむを得ない事情により、事業の継続が困難となった場合
- 五 事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準じるやむを得ない事情により、事業の縮小・転換又は組織の改廃を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難な場合
- 六 その他前二号に準ずるやむを得ない事情がある場合

2 職員が拘禁刑以上の刑に処せられた場合には、解雇する。

3 前項に規定するもののほか、職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇する。

- 一 外部資金の受入れの終了、プロジェクト事業等の業務の完了等により業務が終了した場合
- 二 前号に規定する場合のほか、労働条件通知書等により、その者の業務として限定された業務が終了した場合

【解雇制限】

第26条 前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しな

い。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず労基法第81条の規定によって打切補償を支払う場合（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）に基づく傷病補償年金の給付がなされ打切補償を支払ったものとみなされる場合を含む。）は、この限りでない。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- 二 産前産後の女性職員が国立大学法人東北大学職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程（平成16年規第61号）の規定により休業する期間及びその後30日間

【解雇予告】

第27条 第25条の規定により職員を解雇する場合は、30日前にその予告をするか、又は労基法第12条に規定する平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払うものとする。ただし、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することがある。

2 前項の規定は、試用期間中の職員（14日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合及び所轄労働基準監督署長の認定を受けて第48条第5号に定める懲戒解雇をする場合には、適用しない。

【退職後の責務】

第28条 職員が退職又は解雇された場合は、本学から借用している物品を返還しなければならない。

【退職証明書等の交付】

第29条 退職又は解雇に際し、職員から労基法第22条に定める証明書の交付の請求があった場合は、これを交付する。

第3章 給与

【給与】

第30条 職員の給与については、職員給与規程の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、無期転換外国人研究員の給与については、別に定める。

第4章 服務

【誠実義務】

第31条 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、本学の指示命令に従い、職場の秩序の維持に努めなければならない。

【職務専念義務】

第32条 職員は、勤務中は職務に専念し、みだりに勤務の場所を離れてはならない。

【職場規律】

第33条 職員は、上司の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

2 上司は、その指揮命令下にある職員の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先してその職務を遂行しなければならない。

【信用失墜行為等の禁止】

第34条 職員は、本学の信用を傷つけ、又は職員全体の名誉を毀損^きするような行為をしてはな

らない。

2 職員は、本学の秩序及び規律を乱す行為をしてはならない。

【秘密の保持】

第35条 職員は、職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【政治的活動等の禁止】

第36条 職員は、本学の施設内において選挙運動その他の政治的活動及び宗教活動を行ってはならない。

【文書の配布、集会等】

第37条 職員は、本学の施設内で、次のいずれかに該当する文書又は図画を配布又は掲示してはならない。

- 一 教育、研究その他本学の業務の正常な運営を妨げるおそれのあるもの
- 二 第34条に規定する信用失墜行為等に該当するおそれのあるもの
- 三 前条に規定する政治的活動等に該当するおそれのあるもの
- 四 他人の名誉の毀損又は誹謗中傷等に該当するおそれのあるもの
- 五 公の秩序に反するおそれのあるもの
- 六 その他本学の業務に支障をきたすおそれのあるもの

2 職員は、本学の施設内で、文書若しくは図画を配布若しくは掲示する場合、又は業務外の集会若しくは演説を行う場合は、業務の正常な遂行を妨げる方法又は態様で行ってはならない。

3 職員は、本学の施設内で文書又は図画を掲示する場合には、あらかじめ指定された場所に掲示しなければならない。

4 職員は、許可なく、本学の施設内で、業務外の集会、演説、放送又はこれらに類する行為を行ってはならない。

【職員の倫理】

第38条 職員が遵守すべき倫理については、国立大学法人東北大学職員倫理規程（平成16年規第58号）の定めるところによる。

【ハラスメント等に関する措置】

第39条 ハラスメント等の防止等に関する措置は、国立大学法人東北大学におけるハラスメント等の防止等に関する規程（平成18年規第1号）の定めるところによる。

【兼業の制限】

第40条 職員が兼業を行おうとする場合は、国立大学法人東北大学職員兼業規程（平成16年規第60号）の定めるところにより許可を得なければならない。

【障害を理由とする差別の解消の推進】

第40条の2 職員は、国立大学法人東北大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程（平成28年規第38号）の定めるところにより、障害者に対し適切に対応しなければならない。

第5章 知的財産

【知的財産の取扱い】

第41条 職員が創作した知的財産に係る権利の帰属その他の知的財産の取扱いについては、国立大学法人東北大学発明等規程（平成16年規第81号）の定めるところによる。

第42条（削 除）

第6章 労働時間及び休暇等

【労働時間及び休暇等】

第43条 職員の労働時間及び休暇等については、国立大学法人東北大学職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程の定めるところによる。

【育児休業等】

第44条 職員のうち、一定の年齢の子の養育を必要とする者は、国立大学法人東北大学職員育児休業等規程（平成16年規第62号）の定めるところにより、育児休業、育児短時間勤務又は育児部分休業をすることができる。

【介護休業等】

第45条 職員は、その家族で傷病その他の事情により介護を要する者がいる場合は、国立大学法人東北大学職員介護休業等規程（平成16年規第63号）の定めるところにより、介護休業又は介護部分休業をすることができる。

【自己啓発休業】

第45条の2 職員のうち、大学等における修学のための休業をしようとする者は、国立大学法人東北大学職員自己啓発休業規程（平成20年規第37号）の定めるところにより、自己啓発休業をすることができる。

【配偶者同行休業】

第45条の3 職員のうち、外国での勤務等の事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその職員の配偶者と当該住所又は居所において生活を共にするための休業をしようとする者は、国立大学法人東北大学職員配偶者同行休業規程（平成27年規第51号）の定めるところにより、配偶者同行休業をすることができる。

第7章 研修

【研修】

第46条 職員は、業務に関し必要な知識及び技能を向上させるため、自己啓発に努めなければならない。

2 本学は、職員の研修機会の提供に努めるものとする。

3 本学は、業務上の必要がある場合には、職員に研修を命じることがある。

4 教員は、授業に支障のない限り、本学の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

5 教員は、特に必要があるときは、本学の承認を受けて、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

第8章 賞罰

【表彰】

第47条 職員が次の各号の一に該当するときは、表彰することがある。

- 一 業務遂行上職員の模範として推奨すべき行為があった場合
- 二 業務上特に顕著な功績があった場合
- 三 本学に永年にわたり勤務し、その勤務成績が良好な場合
- 四 その他必要と認める場合

2 前項に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

【懲戒】

第48条 懲戒は、情状に応じて、次の区分により行う。

- 一 戒告 将来を戒める。
- 二 減給 1回の額が労基法第12条に規定する平均賃金の1日分の半額を超えず、総額が1給与支払期間の給与総額の10分の1を超えない範囲内で、給与を減額する。
- 三 停職 6月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- 四 諭旨解雇 退職願の提出を勧告し、これに応じない場合には、30日前に予告して、若しくは30日の平均賃金を支払って解雇し、又は予告期間を設けずに即時に解雇する。
- 五 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。

【懲戒の事由】

第49条 職員が、次の各号の一に該当する場合には、懲戒を行うことがある。

- 一 正当な理由なく無断欠勤した場合
- 二 正当な理由なくしばしば遅刻、早退するなど勤務を怠った場合
- 三 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合
- 四 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
- 五 本学の名誉又は信用を著しく傷つけた場合
- 六 素行不良で本学の秩序又は風紀を乱した場合
- 七 重大な経歴詐称をした場合
- 八 その他この規則によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があった場合

2 懲戒の手続きは、国立大学法人東北大学職員の懲戒に関する規程（平成16年規第66号）の定めるところによる。

【訓告等】

第50条 前条に規定する場合のほか、服務を厳正にし、規律を保持するために必要があるときは、訓告、厳重注意又は注意を行うことがある。

第9章 損害賠償

【損害賠償】

第51条 職員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第10章 安全衛生

【安全・衛生管理】

第52条 本学は、職員の健康増進及び危険防止のために必要な措置を採らなければならない。

2 職員の安全及び衛生管理については、国立大学法人東北大学安全衛生管理規程（平成16年規第64号）の定めるところによる。

【協力義務】

第53条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の関係法令のほか、上司の命令に従うとともに、本学が行う安全及び衛生に関する措置に協力しなければならない。

【安全・衛生教育】

第54条 本学は、職員に対し、採用又は配置換等により作業内容を変更したときは、その従事する業務に必要な安全及び衛生に関する教育を行う。

2 職員は、本学が行う安全及び衛生に関する教育及び訓練を受けなければならない。

【非常災害時の措置】

第55条 職員は、火災その他の非常災害の発生を発見し、又は発生のおそれがあることを知ったときは、被害を最小限にとどめるよう努力しなければならない。

【安全及び衛生に関する遵守事項】

第56条 職員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 安全及び衛生について、上司の命令に従い実行すること。
- 二 常に職場の整理、整頓及び清潔に努めるとともに、災害防止及び衛生の向上に努めること。
- 三 安全衛生装置、消火設備、衛生設備その他の危険防止等のための諸施設を勝手に動かさないこと、及び許可なく当該施設に立ち入らないこと。

【健康診断】

第57条 本学は、職員に対し、採用のとき、及び毎年定期的に健康診断を行う。

2 前項のほか、必要に応じて全部又は一部の職員に対し、臨時に健康診断を行うことがある。

3 職員は、正当な事由なしに健康診断を拒んではならない。

4 第1項又は第2項の健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、職員に、就業の禁止、勤務時間の制限等当該職員の健康保持に必要な措置を講じるものとする。

5 職員は、正当な事由なく前項の措置を拒んではならない。

【就業の禁止】

第58条 職員又は職員の同居人若しくは近隣の者が、他人に伝染するおそれのある疾病にかかり、又はその疑いがある場合には、当該職員の就業を禁止することがある。

2 職員は、自己、同居人又は近隣の者が他人に伝染するおそれのある疾病にかかり、又はその疑いがある場合には、直ちに上司に届け出て、その命令に従わなければならない。

第11章 女性

【妊産婦である職員の就業制限】

第59条 妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員（以下「妊産婦である職員」という。）は、妊娠、出産、保育等に有害な業務に就かせない。

2 妊産婦である職員が請求した場合には、午後10時から午前5時までの間における勤務又は所定の勤務時間以外の勤務をさせない。

【妊産婦である職員の業務軽減等】

第60条 妊産婦である職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせなければならない。

第12章 出張

【出張】

第61条 業務上必要がある場合は、職員に出張を命じることがある。

2 出張を命じられた職員は、出張を終えたときは、速やかに報告しなければならない。

【旅費】

第62条 前条の出張に要する費用については、国立大学法人東北大学旅費規程（平成20年規第133号）の定めるところによる。

第13章 福利・厚生

【宿舎利用基準】

第63条 職員（無期転換外国人研究員を除く。）の宿舎の利用については、国立大学法人東北大学職員宿舎規程（平成16年規第78号）の定めるところによる。

第14章 災害補償

【業務上の災害補償】

第64条 職員の業務上の災害については、労基法及び労災法の定めるところによるほか、国立大学法人東北大学職員法定外災害補償規程（平成16年規第65号。以下「災害補償規程」という。）の定めるところにより、災害補償を行う。

【通勤途上災害】

第65条 職員の通勤途上における災害については、労災法の定めるところによるほか、災害補償規程の定めるところにより取り扱う。

第15章 退職手当

【退職手当】

第66条 職員の退職手当については、国立大学法人東北大学職員退職手当規程（平成16年規第56号）の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、無期転換外国人研究員には、退職手当は支給しない。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 第3条第2項第7号及び第9号の規定は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。

3 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において本学の職員となった者（以下「承継職員」という。）の職については、別に辞令が発せられない限り、施行日の前日の職を引き継ぐものとする。

【休職者等の取扱い】

- 4 承継職員のうち、施行日の前日に国家公務員法（昭和22年法律第120号）の規定により休職していた者又は国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）の規定により育児休業若しくは部分休業していた者の当該休職、育児休業又は部分休業（以下「休職等」という。）については、この規則に基づく休職等とする。

【任期を定めて任用されている教員の取扱い】

- 5 承継職員のうち、施行日の前日に任期法の規定により任期を定めて任用されていた教授、助教授、講師又は助手は、別に定めるところにより任期を定めるものとする。

【外国人教員の任期】

- 6 承継職員のうち、施行日の前日に国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法（昭和57年法律第89号）の規定により任期を定めて任用されていた外国人の教授、助教授又は講師の任期は、施行日から同法の規定に基づき任用された際に付された任期の末日までの期間とする。

【懲戒の取扱い】

- 7 承継職員が、施行日前に第49条の規定に該当する行為を行い、施行日以後にその行為の事実が発覚した場合には、第48条の規定を適用するものとする。
- 8 承継職員が、この規則の施行日前に懲戒処分を受け、その処分が施行日以後にも及ぶ場合には、その効果は引き継がれるものとする。

【再雇用の取扱い】

- 9 令和6年4月1日から令和13年3月31日までの間における職員についての第24条の適用については、同条中「満60歳に達した日以後における最初の3月31日を終えたとき以降に第20条第1号の規定により退職した者（教員を除く。）」とあるのは、「満60歳に達した日以後における最初の3月31日を終えたとき以降に第20条第1号の規定により退職した者（教員を除く。）又は第20条第2号の規定により退職した者（教員を除く。）」とする。

附 則（平成18年1月25日規第1号改正）抄

- 1 この規程は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日規第33号改正）

この規則は、平成18年4月1日から施行し、改正後の第24条の規定は、同日以後に第20条第2号の規定により退職する者から適用する。

附 則（平成19年4月1日規第42号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行し、改正後の第16条第1項の規定は、第15条第1項第1号に掲げる事由により同日以後に休職し、復職後再度同号に掲げる事由により休職（同種の傷病による休職に限る。）する者について適用する。

附 則（平成20年3月24日規第38号改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規第27号改正）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に改正前の第10条第2項の規定に基

づき期間を定めて雇用されていた者で、施行日において引き続き期間を定めて雇用されるもの（別に定める者を除く。）の就業に関する事項については、当該雇用期間満了までの間、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月30日規第24号改正）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までに生まれた者に係る改正後の第22条第1号本文の規定の適用については、同号中「満65歳」とあるのは、「満64歳」とする。

附 則（平成23年3月31日規第33号改正）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日規第32号改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規第39号改正）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条の2の規定は、平成25年4月1日以後の日を初日とする期間の定めのある労働契約について適用する。

附 則（平成27年3月23日規第46号改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月1日規第103号改正）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規第34号改正）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規第47号改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月30日規第7号改正）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月26日規第46号改正）

この規則は、令和元年11月26日から施行する。

附 則（令和2年3月24日規第18号改正）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規第24号改正）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月27日規第105号改正）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年12月27日規第118号改正）

この規則は、令和4年12月27日から施行する。

附 則（令和5年3月28日規第32号改正）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 職員（教員を除く。）についての改正後の第22条第1項本文の規定の適用については、同項中「満65歳」とあるのは、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和38年4月2日から昭和39年4月1日までの間に生まれた者	満61歳
昭和39年4月2日から昭和40年4月1日までの間に生まれた者	満62歳
昭和40年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた者	満63歳
昭和41年4月2日から昭和42年4月1日までの間に生まれた者	満64歳

附 則（令和5年11月29日規第114号改正）

この規則は、令和5年11月29日から施行する。

附 則（令和5年12月26日規第132号改正）

この規則は、令和5年12月26日から施行する。

附 則（令和7年6月3日規第73号改正）

この規則は、令和7年6月1日から施行し、改正後の第25条第2項の規定は、令和7年6月1日から適用する。